

## 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (12月14日)	
開会、散会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
行政報告 .....	6
議案第56号の上程、説明 .....	7
議案第57号の上程、説明 .....	8
議案第58号の上程、説明 .....	9
議案第59号の上程、説明 .....	10
議案第60号の上程、説明 .....	11
議案第61号の上程、説明 .....	11
議案第62号の上程、説明 .....	12
議案第63号の上程、説明 .....	12
議案第64号の上程、説明 .....	13
議案第65号の上程、説明 .....	13
議案第66号の上程、説明 .....	14
議案第67号の上程、説明 .....	15
議案第68号の上程、説明 .....	16
議案第69号の上程、説明 .....	17
議案第70号の上程、説明 .....	18
議案第71号の上程、説明 .....	18
散会の宣告 .....	19
第 2 号 (12月15日)	
開議、散会の日時 .....	21
出席議員 .....	21
欠席議員 .....	21

地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	21
事務局出席者 .....	21
議事日程 .....	22
開議の宣告 .....	23
一般質問 .....	23
大 城 邦 彦 議員 .....	23
仲井間 宗 利 議員 .....	26
宮 城 貢 議員 .....	30
友 寄 景 善 議員 .....	35
安 里 重 和 議員 .....	39
宮 城 良 治 議員 .....	46
吉 浜 覚 議員 .....	49
大 城 佐 一 議員 .....	56
大 山 美佐子 議員 .....	60
散会の宣告 .....	62

### 第 3 号（12月16日）

開議、散会の日時 .....	63
出席議員 .....	63
欠席議員 .....	63
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	63
事務局出席者 .....	63
議事日程 .....	64
開議の宣告 .....	65
議案第56号の質疑、委員会付託 .....	65
議案第57号の質疑、委員会付託 .....	71
議案第58号の質疑、委員会付託 .....	72
議案第59号の質疑、委員会付託 .....	73
議案第60号の質疑、委員会付託 .....	73
議案第61号の質疑、委員会付託 .....	73
議案第62号の質疑、委員会付託 .....	74
議案第63号の質疑、委員会付託 .....	74
議案第64号の質疑、委員会付託 .....	74
議案第65号の質疑、委員会付託 .....	74
議案第66号の質疑、委員会付託 .....	74
議案第67号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	75
議案第68号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	75
議案第69号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	76

議案第70号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	77
議案第71号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	77
諸般の報告 .....	78
発言の訂正 .....	78
散会の宣告 .....	79

#### 第 4 号 (12月18日)

開議、閉会の日時 .....	81
出席議員 .....	81
欠席議員 .....	81
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	81
事務局出席者 .....	81
議事日程 .....	82
開議の宣告 .....	83
議案第56号～議案第66号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	83
議案第67号及び議案第68号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	93
閉会の宣告 .....	96
署名議員 .....	97

令和2年第8回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 令和2年12月14日  
会期 5日間  
閉会 令和2年12月18日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月14日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月15日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月16日	水	本会議	午前10時	議案第56号～第66号質疑、総務常任委員会付託 議案第67号及び第68号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第69号～議案第71号質疑、委員会付託省略(即決)
		委員会	午後1時30分	議案第56号～第66号総務常任委員会(説明～採決)
12月17日	木	委員会	午前10時	議案第67号及び第68号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議会基本条例調査特別委員会
12月18日	金	本会議	午前10時	議案第56号～第66号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第67号及び第68号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 5日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間



# 令和2年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和2年12月14日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (令和2年12月14日 午前10時00分)

散 会 (令和2年12月14日 午前10時50分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第56号	公有財産の処分について	提案説明
6	議案第57号	財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）	提案説明
7	議案第58号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第59号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案第60号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議案第61号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案第62号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第63号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議案第64号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
14	議案第65号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議案第66号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議案第67号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明
17	議案第68号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
18	議案第69号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
19	議案第70号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議 案 第 7 1 号	令和 2 年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	提 案 説 明



- 
- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。

令和2年12月5日に、元村議平良英勝氏が御逝去されました。御冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

- 議長（平良嗣男） 黙禱直れ、ありがとうございました。
- 

#### ◎開会及び開議の宣告

ただいまから令和2年第8回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉浜 寛議員及び9番 安里重和議員を指名します。

---

#### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月18日までの5日間に決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しをお願いしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) おはようございます。令和2年12月議会を招集したところ、全議員の出席の下、開会できますことを感謝申し上げます。

それでは、9月以降の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本村においては行事や事業の中止や規模の縮小を行っています。また、本村では感染者が8名発生し、現在全員が回復しております。今後、感染者を出さないための対策を行っています。それから、コロナウイルスによる経済的影響を支援するため、国の補正予算を活用し、村民や事業所に対する支援を行っています。

9月9日には、国保連合会として、県出身の国会議員に国保に対する支援を要請し、翌10日には、知事、町村会とともに加藤厚生労働大臣、衛藤沖繩担当大臣に要請を行いました。

9月28日には、やんばる酒造よりアルコール消毒液の贈呈がありました。

10月1日に、村農業委員の任命式を行いました。

3日には、こども園の第1回運動会が開催されました。

11月3日には、県功労者表彰式に出席をしました。本村出身の新城和治先生が環境保全部門で功労者表彰を受けています。

9日には、北部振興について大臣要請を行いました。

10日には、安全安心の道づくりを求める全国大会に参加をしています。

12日午前は、治水事業促進会国大会に参加し、午後は、加藤官房長官に国保の財政支援要請を行いました。

翌13日には、田村厚生労働大臣への要請は、公務のため、こやり隆史厚生労働政務官が対応していただきました。

19日には、全国治水砂防促進大会に参加し、県出身の国会議員への要請。

翌20日には、新過疎法制定実現総決起大会に参加をしています。

24日はダム・発電関係市町村全国協議会理事会及び総会に出席。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。なお、発注しました公共工事の入札結果表を配付しているので御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長(平良嗣男) これで行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第56号 公有財産の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第56号 公有財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、議会の議決を求める。

1、公有財産の所在地、大宜味村字津波1971番地35

2、地目、雑種地

3、面積、19万2,292㎡の内3万5,000㎡以内

4、契約の方法、随意契約

5、売却価格、測量後確定面積に1㎡あたり215円を乗じた額

6、契約の相手、国頭郡大宜味村字津波1971番地35

社会福祉法人 一心福祉会

理事長 仲本一夫

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） 議案第56号 公有財産の処分について御説明いたします。

当該財産につきましては、福祉村構想を掲げ、平成5年に国有地を買戻し、現在、えすの里・やんばるの家・一心療護園の用地として賃貸借契約を締結し、貸付けをしている普通財産でございます。

処分する理由として、社会福祉法人一心福祉会から自立的経営を確立していくために3施設の用地について払下げの要請に応えるものでございます。

説明資料に仮契約書を添付しておりますが、本議案議決後、法人において測量を行い面積を確定後、本契約を行う予定でございます。

詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第57号 財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第57号 財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

1、取得する財産、展示ケース一式

2、契約の方法、指名競争入札による契約

3、取得金額、金951万5,000円

4、契約の相手、名護市為又857-1

株式会社 ジムキ文明堂北部支店

代表取締役 照屋 斉

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。  
（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明をさせていただきます。  
説明資料13ページをお開きください。

本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金及び沖縄県町村支援事業費補助金を活用させていただき、90%補助により実施するものです。

4つのキーワードの1つ芭蕉布の里と観光振興を連動させた取組として、人間国宝平良敏子氏監修による芭蕉布の着物を制作しており、新たな観光拠点であるやんばるの森ビジターセンターにて展示を行い、新たな観光プログラムにつなげる取組とするための展示ケースを購入するものです。

参考資料といたしましては、入札結果報告書、物品購入契約書、仕様書を添付しておりますので御参照ください。

なお、詳細につきましては、委員会において説明いたしますので御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第58号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 初めに、村民の皆様並びに議員各位に、沖縄振興特別推進交付金事業の不適切な業務執行につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

10月30日にも報告させていただきましたが、平成29年度沖縄振興特別推進交付金の交付を受けて実施した、ふるさと河川環境再生活用整備事業及び低炭素社会構築事業について、適切に業務を実施していなかったことを確認いたしました。

今回のこのような事態を招き、村政に対する信頼を著しく損なう結果となったことにつきましては、私としましても痛恨の極みであり、村政をお預かりするものとして責任を痛感するとともに、深く反省をするところでございます。

改めまして、村民の皆様並びに議員各位に対しまして、心よりおわびを申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

この件に関しまして、村政をお預かりさせていただいております最高責任者としての管理監督責任を

明らかにするため、私と副村長の給料月額を1か月の減給とする条例案を議案として提出させていただいております。

今後、こうした不適切な業務執行が二度と起らぬよう、組織を挙げて、職員一丸となって取り組まなければならないと考えております。こうした結果に至りました過程をしっかりと検証、検討し、原因の究明、再発防止に向けた取り組みなどを取りまとめていきたいと考えております。

では、提案申し上げます。

議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

平成29年度沖縄振興特別推進交付金事業の市町村交付金減額等において、村に不利益を与えた責任を明確にするため、特別職の職員で常勤のものの給与を改める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3、令和3年1月に支給する給料月額に限り、別表第(第3条関係)中「村長72万円」とあるのは「村長64万8,000円」と、「副村長58万4,000円」とあるのは「副村長55万4,800円」とする。

附則、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

御審議、よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例(令和元年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「法律第25条」を「法律第26条」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第60号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第94号）が公布されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数が2以上の場合は、当該合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を当該基準額に加算するものであります。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第61号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の

一部改正による通知カードの廃止に伴い、その再交付に係る手数料の規定を削除するほか、所要の整理を行うにあたり、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止し、住民票の写しに関する証明手数料の具体化及び項目の並び替えを行うものであります。なお、金額の変更はありません。

以上説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が拡大され、研修を実施することができる者として、指定都市及び中核市の長を加えるほか、所要の改正を行うものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第40号）に伴い、

本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、卒園後の受け皿の提供について、連携施設の特例を定めるほか、連携施設の経過措置について、5年間から10年を経過するまで延長するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10-2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則

（施行期日）

1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2、改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、特例基準割合の名称等を変更するものであります。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。



(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則中「同年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についての財政支援が再延長されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、国が財政支援の適用期間を12月31日から令和3年3月31日へ再延長したことに伴い、本村においても傷病手当の支給期間の延長を行うものであります。

以上、説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

- 議長(平良嗣男) 教育課長。

(宮城 豊教育課長 登壇)

- 教育課長(宮城 豊) 議案第66号の補足説明をいたします。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な点は、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更で、施設・事業が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲を改めるものであります。

次に「支給認定」を「教育・保育給付認定」や、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に変更するなど用語の整理が中心であります。

この条例は、公布の日から施行することとなっております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。詳細につきましては、委員会で御説明いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第67号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

令和2年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,792万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、2億209万9,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。1ページお聞きください。

1款村税1,021万6,000円の増額ですが、主に村民税、固定資産税によるものです。

14款国庫支出金2,978万7,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金によるものです。

15款県支出金4,409万9,000円の増額ですが、主に災害に強い栽培施設の整備事業によるものです。

17款寄附金4,000万円の増額ですが、村づくり応援寄附金によるものです。

予算書2ページお開きください。

18款繰入金2,265万7,000円の増額ですが、主に財政調整基金によるものです。

20款諸収入932万9,000円の増額ですが、主に介護保険精算償還金及び後期高齢者医療広域・共通経費精算金によるものです。

21款村債4,400万円の増額ですが、主に新庁舎整備事業によるものです。

以上が歳入の概要です。

予算書3ページお開きください。歳出を説明いたします。

2款総務費7,703万5,000円の増額ですが、主に新庁舎整備事業によるものです。

3款民生費992万円の増額ですが、主に国民健康保険費及び子ども子育て支援費によるものです。

4款衛生費257万3,000円の増額ですが、主に環境保全・美化推進事業費によるものです。

6款農林水産業費4,511万6,000円の増額ですが、主に災害に強い栽培施設の整備事業補助金によるものです。

7款商工費1,240万9,000円の増額ですが、主にふるさと納税事業費によるものです。

8款土木費826万2,000円の増額ですが、主に河川総務費によるものです。

予算書4ページお開きください。

10款教育費905万2,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるものです。

13款諸支出金4,510万4,000円の増額ですが、主なものとして、結い基金積立によるものです。

14款予備費699万円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

予算書5ページに第2表繰越明許費、6ページには第3表地方債の補正を記載しています。限度額3億2,866万2,000円から3億7,266万2,000円としております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。

よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）令和2年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,383万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の内容について説明いたします。

60万6,000円の増額補正となっております。

歳入から説明いたします。予算書1ページお開きください。

5款県支出金62万4,000円の減額については、実績見込みによる減となっております。

8款繰入金119万円の増については、保険基盤安定負担金の申請額に併せた繰入金の増となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。予算書2ページお開きください。

1款総務費29万2,000円の減額については、主に会計年度任用職員の欠員によるものです。

2款保険給付費12万円の増額については、主に出産一時金の増によるものです。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 議案第69号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第69号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳出のみの補正となっており、主に簡易水道一般管理費、修繕費への予算組替えによる補正となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第70号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第70号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第70号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）令和2年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,945万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰入金149万1,000円の増額、歳出で主に手数料の138万5,000円の増額による補正となっております。

どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第71号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第71号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第71号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）令和2年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,549万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月14日提出

大宜味村長 宮城功光

繰入金のほうと、総務費管理費のほうに計上しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。  
大変お疲れさまでした。

(午前10時50分)



## 令和2年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和2年12月15日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年12月15日 午前10時00分)

散 会 (令和2年12月15日 午後3時17分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望



6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許します。
- 

◇ 大 城 邦 彦 議員

- 議長（平良嗣男） 初めに6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。  
○ 6番（大城邦彦） おはようございます。通告書のとおり、質問1、ブルーツーリズム等の観光推進についてお聞きしたいと思います。

平成31年6月の定例会でも取り上げましたが、近年大宜味村農村活性化センター周辺の根路銘海岸では、おおぎみまるごとツーリズム協会より、児童生徒などのシュノーケリング遊泳やシーカヤック・スタンディングサップなどで海の観光資源を活用したマリン体験観光受入を積極的に実施しており、次年度も多く修学旅行生の受入れが予定されているようです。

また大宜味村内で、ハブクラゲ被害が多く発生し、村民、観光客などが安心して泳げる場所がなく、昨年10月に西会津町へ議員研修に行った際、クラゲ防止ネットがないため遊泳できないのがとても残念で、ぜひ前向きに設置検討をお願いしますとのことであります。

現在、マリン体験受入時にシャワー室などの設備がなく、大変支障を来している状況と聞きます。マリン観光をさらに推進する上で、大宜味村農村活性化センターに屋外トイレやシャワー室、更衣室などの完備とクラゲ防止ネットの設置が必要不可欠と考えます。

世界自然遺産登録予定の森林やター滝などと併せて、観光資源活用の少ない美しい海浜等の利用促進を図り、いかに村内への来場者を呼び込むかが今後の観光課題ではないかと捉えております。

それに伴い、観光振興基本計画などのランドデザインの新たな見直しなどを検討し、大宜味村農村活性化センターの新たな位置づけと、周辺海域を網羅した利用活用方針を図っていく必要があると考えます。施設の増改築など、早期の対応が求められておりますが、村としての見解を伺います。

①シャワー室などの施設やクラゲ防止ネットなどの整備について。

②ブルーツーリズムのマリン体験観光などの推進について。

③今後の活性化センターの新たな利活用と位置づけについて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

質問2、高齢者運転免許証自主返納支援について。2019年3月、東京都豊島区東池袋。当時87歳だった男性が運転する車が暴走し、母子2人が死亡、10人が負傷した自動車死傷事故は記憶に新しい人も多いのではないのでしょうか。事故原因は運転手によるアクセルとブレーキの踏み間違いによるものです。

本村においても、高齢者による交通事故が発生しており、今後多発する可能性があるため、運転免許証自主返納者支援事業を実施し、事故のない、事故を起こさない安心、安全な村づくりを進める必要が

あると考えます。

しかし、多くの運転継続者は、車がないとスーパーにもコンビニも、病院にも役場にも行けない。大げさではなく車がないと生きていけないから免許を返納したくてもできないということである。そのため身体が弱っても、反応や判断力が鈍っても、認知症になっても車を運転し続けるという現状があります。

自主返納特典及び交通手段に関する支援の充実が必要と考えますが、今後取り組むべき課題と方策は何か伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。まず第1番目に、クラゲ等防止ネットについて必要性は感じているところですが、設置するための課題と対応方法の整理が必要となります。クラゲネット設置の前にすべき行為として、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく、海浜開設のための届出等の手続があり、その内容に、安全安心な管理体制を整える必要があります。

その一つとして、クラゲ防止ネットは必要となるものであると考えられます。

また、その海浜を管理する監視員も必要になります。クラゲ防止ネットについては、毎年の設置と解体費用もかかり、その費用に対する財源の仕組みについても村民、利用者含め検討しなければなりませんので、今後、マリン体験観光推進についても、併せて検討を進めさせていきたいと思います。

また、活性化センターの利活用に関しましても、これまでも検討はしてきておりますが、根路銘海岸の利用も多くされていることを利点として、現在入居している事業者とも調整しながら検討をさせていただきたいと思います。

2番目に、高齢の運転免許保有者においては、買い物や通院など、生活の足として運転免許を手放すことができず運転を続けている方が多く、家族も大変心配しているという話はよく聞いております。

自主返納者に対する支援制度につきましては、交通事業者による支援策として、路線バスの運賃割引の優遇制度などがあります。

村独自の特典等はございませんが、高齢者の交通手段に関する支援としては、社協が行っている買い物支援及び外出支援のサービスを行っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 前向きに検討のほうとあります。非常に大宜味の今後について、観光推進で大事なことでありますが、一応、現在、おおきみまるごとツーリズム協会により、新たなマリン体験観光が開発され、今後ますます大宜味村の観光を目玉として発展するものと実感しております。根路銘海岸のリーフ内などは潮流が穏やかで、マリン観光に適した環境であると言われており、海辺の資源を活用したマリンレジャーや漁業体験、トレッキングなど、様々な体験メニューを来訪者自らが選択してオリジナルのツーリズムをつくり上げていくことができます。ただ、大宜味村には宿泊施設が不足しており、世界自然遺産登録になっても来村者の多くが他市町村へ宿泊することになります。そこで一つの提案としてですが、活性化センターの2階部分を宿泊できるように改修できればますます活性化されると思いますが、また今後、体験観光者の増客が見込まれますが、ぜひ行政として施設整備など、後押しをしていただくよう前向きな検討ができないか。いろんな問題もあると思いますが、どうでしょうか。企画観光課長、その辺どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

宿泊施設が不足しているというのは以前からの大きな課題であるかと思います。また、ホテル誘致がですね、協定も結ばせていただいて、まだ進捗が少ない中で、コロナの状況もある中で、なかなか今後も難しい状況があるのかなと実感をしているところですが、活性化センターの2階に、もし宿泊施設のようなものができればというのは、まるごとツーリズムさんとも意見交換する中で話が出ていました。ただ、行政の中でもいろいろ検討した中で、補助事業を導入しながらできた活性化センターですので、即答はちょっとできませんが、前向きに検討はこれからも進めていきたいと思っています。可能であればそういうものもできて、あと今、入居している事業者が道の駅の機能がなくなったということで、なかなか収益が上がっていかないというのも実感していますので、そういったところを併せながら、根路銘海岸のブルーツーリズムが展開されている事業ということも含めて、観光推進に力を入れていきたいと思っています。次年度からですね、やはりこういったものを、観光振興基本計画第2次のもので進んでいますので、その中には活性化センターの活用方法について取り組んでいますので、もう少し検討させていただいて、次年度から何か見える形ができればなどと思っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） また同じあれなんですけど、現在、土日祝日などマリンスポーツのサーフィンなどを楽しむ方たちが、国道58号の道路の幅員の広い場所に駐車していますけれども、多くは活性化センターに長時間駐車して、一般の来場者が駐車できないことがたびたびあるようです。そういうことを耳にしましたので、そこで今回矢板のほう、撤去した場所が非常にきれいになって、区民も大変喜んでいられる状況なんですけど、そこ空いている場所も何かにつけて借用を村ができれば、その辺も利用できたらいいなと思いますが、その辺も検討いただけるのか、課長どうでしょうか。企画観光課長。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） そこは民有地だと理解しております。そのために今のところ、全くそういう検討はしていませんが、多くのそういう要望があって、村の利益になるんだったら民有地であるにしろ検討する必要はあろうかと思っています。今のところ全くそういう検討はされておられません。要望等が多くあってですね。ただ、今、先ほど大城議員からあったとおり、土日問わず、平日も朝あたり、そういう楽しんでいる皆さんが見受けられます。ちょっと波が出た場合とかそういうのが見られます。やはり交通安全の上からは駐車場というのは確保は必要だろうと思っています。さっき言った活性化センターの駐車場の有効利用、そのあたりも含めて検討する価値はあろうかと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） ぜひとも、できるできないは別として、前向きに検討するという事は大事なことでありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、質問2のほうを再度質問したいと思います。高齢者が自分から進んで運転免許証を自主返納して、地域の交通安全が図れるようにするためには、車以外の生活の足が確保でき、車がなくても生きていける村に変えなければならぬと思います。例えばですけれども、我々はスーパーもほとんどない現状にありますから、今JAの移動販売、コープとかを利用しながら、利用されている方もいますが、家族のいる方は問題ないと思いますが、特にお年寄りのおばあちゃんや一人暮らしの男性は、社協のバスにも乗りづらいという方もいるようなので、その辺も含めて、この辺は社協も一緒になって検討

できたらいいなと思います。例えば、今の上原の方が、いつもシニアカーに乗って外出しているんですよ。足も悪くてあれなんですけど、このシニアカーというものは、お年寄りにとって免許がなくても歩道を移動できる。外出できる非常にすばらしいこのシニアカーでありますので、その辺も、全国的に補助があるのか分かりませんが、村としても外出支援の一つとしてシニアカーに対する補助、リースやそういう補助ができるのか、その辺もまた検討、助成ができないかお聞きしたいんですが、どうでしょうか。返答は今すぐできないかもしれませんが、何かちょっとお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、お答えいたします。

シニアカーの助成については、今、村のほうとして考えていることはございません。この事例に関しても把握はできておりませんので、そういった事例があるのかということをお調べして、今、村長のほうからもお答えがありましたけど、やはり現状としては多く耳にしているところではございますが、買い物支援なり、外出支援のほうでサービスの拡充でどうにかそこら辺を補っていけないのかというふうな村のほうは考えておまして、シニアカーについては今後また勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） よろしくお願ひいたします。

それとですね、皆さんよく耳にするとお願ひしますが、先ほど説明した2番でもありましたが、頻繁に耳にするのがブレーキとアクセルの踏み違いによる、ドライバーのミスによる事故が多いんですよ。それを未然に防ぐ装置として今注目されているのが、中古でも後付けで急発進等抑制装置というのがあって、これも経済産業省が今、2020年3月までの申請だったのが、令和3年度も継続するとされていますので、この辺も補助金で、例えばもう少し車の運転ができるんだけど、アクセル、ブレーキのこういうものに危険性があるなと思ったとき、家族でも思ったときにですね、こういう補助事業というものもあるようなので、その辺も何か役場からも調査して、区長会なりにこういう情報が発信できるのであれば、そういうブレーキ、アクセルの補助事業があるということ、ぜひともその辺も含めて広報、調査してやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひいたします。

これで私の質問は終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

---

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に3番 仲井間宗利議員の一般質問を許可します。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。村道（農道、林道）維持管理について。①各地域の議員から一般質問で、集落内の側溝や道路の亀裂、崩壊等が質問されているが、その後の状況は。

②国道、県道は改良、修繕工事が進められているが、村道も数年かけて施工されてきた道路です。村が管理する道路も改良、改善工事が必要ではないか。

③以前に施工した道路が白線が消え、樹木も生い茂り車両等の走行に危険な状態です。対策などは考えているのか伺います。

2、旧村道、道路の整備について。①旧村道ですが、現在も村の水道管が通り、現地は、字大宜味960番地付近です。最近村外から移住されて住宅が建築されていますが、道路が悪く雨降りのときには

乗用車などが上れない状態です。修繕工事はできないのか伺います。

3、各字の掲示板の設置について。①村内の何か所かの字で掲示板が老朽化し壊れています。平成11年ごろつくられたそうです。つくり替えはできないのか、伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

まず1点目の村道につきましてですけれども、①で今年度予算で対応できる箇所については、優先度を考え修繕を行っております。例えば村道においては、喜如嘉線の側溝蓋の隙間改善や屋古集落のへこみの修繕、田嘉里線道路拡幅など行っております。

②については、道路の改良改修は必要と考えます。村道については、現在も改良工事などを計画的に行っているが、国庫補助金事業における予算配分の鈍化で事業の遅れが懸念されるところです。

③村道の白線等の状況について確認はしておりますが、今後どのように事業化していくか検討中です。

それから2点目の旧村道、道路の整備についてのところですが、①で旧饒波石山線のこととしてお答えします。村道の位置づけはなく、新路線に変更されたときから里道同様の管理として考えております。ただ、その位置づけについては水道管が埋設されており、その管理の観点から水道管の管理に必要程度の里道管理として行っており、現時点で工事などによる改良予定は考えておりません。

次の3点目の掲示板等なんですけれども、現在、行政区に設置されている掲示板は平成11年度にコミュニティ助成事業を利用して設置され20年が経過しており、御指摘のとおり一部の行政区にある掲示物は経年により劣化しております。本村としましては、再度コミュニティ助成事業にてつくり替えを実施したいと考えますが、近年実施しているコミュニティ助成事業では、各行政区の放送器具や防災用具の整備に充てております。したがって、まずは区長会において、掲示板の取替えに対する要望や優先度を確認したいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） いろいろ村長のほうからありましたけれども、①のほうは状況のことで、それでいいと思います。

②の国道、県道の改良とかというのが出ましたけれども、ちょっと改良と修繕の意味を調べてきましたので、改良というのは高齢者、障害を持った人たちに優しい生活環境にするための整備やバリアフリーをつくる工事のことと言われております。修繕工事は老朽化した道路のアスファルトのメンテナンスを行ったり、標識やガードレールなど新しいものに取り替えるような道路の修繕等を目的としておりますということで、私のほうも修繕のほうに問い合わせたんですけれども、やっぱりつくって老朽化もしていますし、やっぱりその当時の考えと、現在のお互い生活する面では変わってくると思いますので、なぜそういったことを言ったかというのは、先ほど村長からありましたけれども、各地域の側溝とかそういうものをつくり替えするということですが、それよりは前もって大きな、大きいというか、将来を見据えた工事でやってもいいのかなと思って出しました。その点についてまたお答えを聞きたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 仲井間議員の御質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、村道についてですね、かなりこれまで整備してきた道路については古い部分も出てきているか

と思います。現在、村道のほうで改築事業が1路線、根路銘上原線で今行っている事業ですが、今後、その事業等を考えながら、優先順位をつけながら計画的に各路線の整備を行おうと考えているところではございます。ただし、最近道路事業において予算のつけ具合がかなり厳しい部分がありまして、我々として毎年1億円余りの予算計上を行っているわけですけれども、なかなか国庫補助事業の採択の金額が上がってこないのが現状でございます。さらに先ほど話しされていた改良、改修について、修繕とかですね。そこら辺についてもできるだけやっていきたいというふうに考えているところです。そこについては、今後財政側とも相談しながら、優先順位をつけながらやっていきたいというふうに思っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） そういう将来的なことを考えていると。③のほうに移りたいと思います。

それも関連してきますけれども、白線が消えて、樹木もやっていますけれども、もし事故とかそういうものがあれば、お互い村民も非常に危険にさらすのではないかということを出しましたけれども、その点について対策があれば聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 白線部分に関して、かなりの路線で白線のほうが消えていく状況にあるということは、我々のほうも確認はしております。1路線ずつやっっていこうかと思っておりますけれども、かなりの予算がかかります。その中で、市町村の事業、補助事業ではございますが、その中にも幾つかのパッケージがありまして、交通安全対策に必要な、先ほどの区画線とかですね、そういう事業がございます。ただし、なかなかこれも予算のつけ具合がかなり厳しい部分と、あと全体的にもう一度計画を練り直してやっていきたい。その中でどうしても必要な部分に関しては補助事業ではなく、何とか予算化してやる方法でできればやっていきたい。もしそれでも駄目であれば、自分たちででも何とか引ける部分に関しては引くこともできますので、そこら辺については、今年も予算化している部分に関してやっっていく予定でございます。これについては、江洲の集落道の中ではございますけれども、その白線あたりは自前で、建設課のほうでやっっていこうかなと考えているところではございますが、どうしても引かないといけないところに関してはこのように自前で何とか交通安全対策としてやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 行政のほうでも前向きな答弁をもらいましたので、ありがたいことだと思います。

次に旧村道道路の整備について。先ほどは村長から言われましたけれども、旧村道ですので、その中に水道が通っております。そこに土地を求めて買った人が住んでいるんですけど、その買った時点では車が上れる状況ではありませんでした。私もちょっとお願いされて、こっちに道造りたい、どうですかということでありましたので、見たらそういう状況でしたので、水道課と相談して、これ何とかできないですかと言ったら、結局水道が通っているわけですから、管理をする意味でこれはやらないといけないということでもちよとした予算をいただいて、自分が道を通れるように、車が走れるようにはしました。だけどもああいう状況ですので、写真も添えていますけれども、やっぱり雨が降ると上りづらい。結局村道ではありませんので、道路のあれはできないということを言われましたけれども、だけども水道が通っているわけですので、村も管理する義務があるだろうということを出しております。車が、ここ

に住んでいる人は上れないものですから、4WDを1台買って雨降りは通っていることを聞いております。でも、大宜味村も人口をいかに増やそうかということで政策しておりますので、村外より住所を移してくるということはあるありがたいことですので、自分たちは協力してそういうことをやっております。もう一度、踏み込んで、車がスムーズに走れるような工事というか、そういう対策ができないのかどうか伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御指摘の状況ですけれども、建設課及び村としての考えとしては、住所を有して、通常的生活根拠がある場合、現場の状況を確認しながら修繕を行うかどうか、そういったことを考えているところではございます。議員御質問の現場なんですけれども、先ほど村長が述べたように旧饒波石山線の道路で、実際的には道路としては廃道になっている部分です。里道扱いというところではありますけれども、地番が降られていて里道じゃないところもあります。実際に村有地、饒波石山線、石山の十字路あたりの近くのものに関しては、村有地からの進入になっていて、そこもまた本人とお話をしながらやっていかなければいけないのかなど。村有地から以前は饒波石山線が通っておりました。そこら辺も考えながら、あと水道管も確かに、昔の村道饒波石山線のほうから水道管が走っております。現在もその水道管を使っておりますので、その管の管理を考えると、やはりその道路というか、管理用道路としての管理を行わないと、北側の水を確保できないというものもありますので、そこら辺に関しては状況を見ながらやっていこうかなど思っているところです。それで里道管理はもちろん村のほうで見ているわけですけれども、そういった状況の中で、里道を全て管理するというふうになると、なかなか予算上も時間的、そういうことがなかなかできないです。移住者等々、最近村内に何件かそういう話もございます。里道があるからできるだろうと。そういったことはなかなか難しいところと、そこら辺も完備しながら、我々も住宅地以外に建物を建てる場合によくお話をしているんですけれども、分かっただけでない人も中にはいます。ですからそこら辺も注意しながら、先ほどの里道管理というか、そこら辺の管理はやっていきたいと思っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今、建設課長が言われましたけれども、多分そこもあるだろうと思いますけれども、実はこっちに2軒住んでいるんです。1軒が住んだときにアスファルトもできているわけです。全線ができなければ、今住んでいるところまででもやっていただければ非常にありがたいかなと思っております。上のほうは行ける状況ではありませんので、その住宅の前までをやっていただければ非常にありがたいかなと思っております。その点よろしくお願ひしたいと思います。

3、各字の掲示板設置についてなんですけれども、村長から答弁がありました、区長会のほうでも何か話が出ているそうです。これを私がなぜ出したかというのは、要するにコミュニティー事業ということで20年前に入れたそうですけれども、結局、通達モノというのは大体行政のほうから多いですね、この掲示板に貼るのは、別のところもあるんですけれども、それを踏まえるとやっぱり行政がそういう事業をするのがいいのではないかということで出したんですけれども、何かちらっと聞いたらよその部落はやったとかやらなかったという話もあるんですけど、これはあくまでも行政から来るいろんなお知らせを掲示板にするわけですので、ぜひ村長がおっしゃったとおり、そういう事業を入れてやっていただければ。みんながみんな壊れていないと思います。そのつくる場所にもよると思います。早く朽ちるとか、ちょっと家の軒があれば長持ちするとか、そういうのがありますので、次やるときにはそういうこ



とも考慮しながらやってはどうですかという、じゃないかなと思っております。これについて、また再度聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

先ほど村長のほうからもコミュニティー事業のほうで整備したということはお話ございましたが、現在、コミュニティー事業のほうも各区のほうで、現在要望が上がって待っている、待っているというんですかね、要望が上がっているんですが実施できていない区もございますので、そこら辺をやはり区長会全体としてコミュニティー事業として上げていくのであれば、その優先順位のほうを、どちらのほうを先にするのかというのを含めまして、区長会のほうで一旦話をさせていただいて、区長会として事業を上げていくのか。また今予定されている区において先に行き、この掲示板のほうをやっていくのかというのはですね、また全体の中で話し合いをして決めていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で3番 仲井間宗利議員の一般質問を終わります。

---

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 3点ほど質問があります。まず、コロナ対策について。

①コロナウイルス問題施策の経過、進行状況は。

②大宜味村道の駅・ビジターセンターの現況は。

あと、ふるさと納税について。

①返礼品を取り扱っている村内業者のリストと、取扱い金額は。

3番目に、塩屋小学校跡地の活用事業者について。

①バナメイエビ養殖事業について。2回の住民説明会等での村民からの声は。

村行政として、跡地活用事業者への対処は。

説明会以降の現況、今後の展望を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症の対応策としては、庁内において対策本部会議を3月から設置し11日まで40回開催し、対応策の検討を重ねております。

また、国からの交付金での施策についても、地域振興券の事業やOMTクーポン事業などにより、経済回復支援の一助となっていると感じているところです。

まだ収束、完了というわけにはいきませんが、今後も職員一同、気を引き締めながらコロナウイルス対応策に取り組んでまいります。

ビジターセンターのコロナウイルス対策についても、基本、指定管理者が対応しているところがございますが、国、県の示すガイドラインに添い、村としましても常に連携しながら対策を行っているところです。

次に2番目につきまして、返礼品を含め、ふるさと納税に関する資料につきましては、ぜひとも村のホームページを参照していただきたいと思っております。

取扱い返礼品、取り扱っている事業者、取扱い金額も掲載されております。また、村広報においても毎月の寄附金額及び年間累計を掲載しているところであります。

3番目のほうにつきましては、住民説明会において、特に意見のあった内容といたしましては、エビの処分方法について、育苗施設からの排水の件、病気の発生元はどこか。また、旧塩屋小学校活用の申請した事業に対する進捗や校庭のガジュマルへの影響について、事業者に対し不信感を抱いているなどの声がありました。

事業者への対応としましては、ガジュマルの件については、その周辺含む設備等の撤去とガジュマルの木の保護について、しっかりとした対応を行うこと。また、現在の対応が落ち着いた時点で、今後の展開の方向性がまとも次第、地域住民への協調をしっかりと図るよう伝えております。

3番目、説明会后、現況といたしましては、処理水の排水について行うのですが、沖縄県と事業者の調整の中、まだ処理が終わっていないとのことです。その処理が完了次第、今後の方策について事業者と調整を進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） では、個別に伺います。

コロナ対策について、令和2年第3回定例会で各課の施策について質問し、回答をいただいております。総務課のほうでは、村営団地の家賃の減免。減免はあったかどうか確認します。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 何月分かはちょっと記憶ないんですが、1件の申出があり減免しております。それ以後はございません。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 財務課長、税金の減免はありましたか。1企業の納税の猶予はどのようになっていますか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） あの後ですね、すみません、件数はちょっと覚えていないんですけども、新たに減免の申請はありました。また1企業の減免については、最大で1年間延長できることとなっておりますので、固定資産税について、たしか2期から4期についての……すみません、減免ではなくて延長ですね、期限の延長ですので、それがそれぞれ1年延びるような形になっております。なので、今年度で例えば、4期は該当しませんので2期、3期ですね。3期の分については次年度に持ち越すような形になります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 企画観光課長、村民からの持続化給付金の問合せがあったと聞いているが、どのように対応されたのか。あと県の緊急支援金やセーフティネット関係の手続の方法について、指導したりサポートできる体制への照会をということで言っていましたが、いかがでしたか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この事業ですね、支援事業ということで、相談業務の支援事業ですが、提案させていただきましたが、提案した時期からぐっと本当に相談件数もなくなりまして、必要性を検討させてもらって、今回の補正で減とさせてもらっています。また対応といたしましては、私たち商工系のほうで現場で対応しながら、

県とセーフティーネット関係もですけれども、直接事業者から連絡があったり、また金融機関から直接連絡があって、こちらから資料の提供、推薦とかそういった形のものがありますので、その手続を我々が通過して、進達という形で出していくというようなものです。相談対応につきましては、先ほど話ししましたけれども、なかなかこのコロナの中で直接できないという、対面しながらできないとかありましたので、電話での対応とかがあって、十数件の対応でした。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 住民福祉課長、村民からのコロナ感染が広がったときのPCR検査等の問合せがあったと聞いておりますが、どのような対応を。それと村民のPCR検査の値段ですよ。どれだけの費用がかかるのか。それと県外に行ってPCR検査を受けたいという村民がいれば、それを受けることができるかどうか。それを伺います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

PCR検査等の問合せについては、役場のほうにはそこまでなかったんですが、一応、**村立診療所**のほうではPCR検査、また抗原検査のほうを行っておりますので、そこら辺は直接相談があるのかなと思います。値段に関しては、たしか抗原検査が7,000円から8,000円ぐらいだったかと思います。PCR検査は1万5,000円ぐらいはしたのかなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 課長、村民からPCR検査というか、県外に出たとか、それ以降に本人からの、村民であれば受けることができるかどうか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 失礼しました。

県外から帰ってきて検査を受けるということですが、今診療所のほうでもそういった相談があるみたいで、実際受けている方もいらっしゃるかと聞いております。できるのかなというふうに聞いております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 産業振興課長、何か農林水産関係で花卉農家からの持続化給付金の件で相談があったと6月定例会で話していましたが、それは活用というか、それはできていますか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 産業振興課のほうでは、国、県が実施している事業に関して、その内容のパンフレットとか、あと連絡先を照会しています。実際相談があった方には一応こういうふうな手続ができますよとは伝えてはいますが、実際に受け取られているかは、ちょっとこちらでは把握しておりません。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大宜味村ビジターセンターの現況というのは、コロナ対策もあるんですが、経営状態が今どうなっているのか。村のほうの、平成31年度施政方針の中でも、村の新たな観光商工の拠点として、やんばるの森ビジターセンターがスタートしましたということで、昨年令和2年2月22日にオープンしていますが、その直後から営業活動が大変困っているんじゃないかと思っております。今の指定管理者のファーマーズフォレストのほうからの支援要請とか、そういうのはございましたか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 質問にお答えします。

指定管理者のほうからの直接的な支援要請はございません。このコロナ禍の中ですけれども、土日、御承知かと思うんですが、いろんなイベントもしながら、コロナ対策を施しながら事業展開して、結構な観光客というか、受入れがされているようですので、経営状況については、今はまだ把握できませんが、年度ですね、報告もありますので、その報告を受けながら今度確認させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 課長、こちらではビジターセンターの件でやっていましたが、村内の観光関連産業の現状、今、Go Toトラベル等ということで国の施策がありますが、その影響というのはありますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

全てを把握できているわけではございませんが、コロナ緊急事態宣言等の時期にはですね、やはり本当に事業をやめなければいけないというような状況の方々も数名来られました。その後8月の臨時補正の中でOMTクーポンであったり地域振興券を導入させていただいて、今十数社ですけれども、観光関連事業ということではかなり頑張っている状況です。ただ、何社かは厳しい状況にあるというのも伺っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ふるさと納税について。令和2年第6回定例会で返礼品について質問しております。今、企画観光課長の答えとしては、基本的にふるさと納税制度は村の特産品、物産を扱うことが決まっている。村内で完結できるようにやっている。今回1億7,000万円の寄附があって、その3割であると大きな地域の経済効果が行われていると思っていますという回答をいただいておりますけれども、村内業者の、今リストのほうはちょっと回答としていただいております。あと、この取扱い金額、3割をやると約4,000万円を超えと思いますが、それだけの金額のほうを村内業者で取り扱っているということでよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

リストのほうは村のホームページにふるさと納税特設サイトがございますので、そちらのほうから返礼品それぞれに、例えばマンゴーであればマンゴーの、どちらが扱っていますよというのが1ページずつ開けば出てきます。また取扱い金額につきましては、金額が定められておりますので、例えば1万円の寄附であれば、その3割が取扱い金額だと思って構いませんのでそういった取扱いになり、あとこの契約形態なんですけど、我々は事務委託をシステム会社に事業を一任して、契約もそちらで行ってもらっていますので、そこで支払い等も含めて我々がそちらに返礼品のものにこれだけかかりましたよと連絡が来たらそこに払っていく。そこからまた事業者へ支払いされる仕組みになっているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村行政のほうで、そこら辺の報告というか、やっぱり今回ふるさと納税が本当に金額的に伸びてきておりますが、一番村内に効果的なものが村内の物品関係を扱って、それが本当に4,000万円を超えるような金額というのが内示としてあるのであれば、本当にかなり効果的なことになっていると思います。6月のときも質問で出したんですが、村行政のほうとして、このことについて

の把握ですよ。だからどれだけの金額がやっているかというのは、業者のほうからの報告というか、それを把握することが一番大事だと思いますが。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

把握は、毎月毎月の報告が上がってきますので把握はして、それに基づいて請求があって、こちらからの支払いが行われるという状況です。またこの契約先ですね、どういう事業者がどういう返礼品をつくるかというのは、まず委託業者のほうで営業をかけて、その営業で幾らの設定でこういう返礼品を出したいんだけどもということで、我々のほうに提案がきます。それを審査委員会みたいな形で、課長等会議で審査をしてやっていますので、国の示すような提案の条件に沿っていなければ、我々は導入しないとか、そういったものをしながらしっかりと把握しているということです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 分かりました。

あとバナメイエビ養殖事業について、説明会以降の現況のほうを先ほど村長のほうに伺いましたけれども、今から工程的な、今月いっぱいとか今年いっぱいに状況が変わるということはあるんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

エビの養殖の、今状況といたしましては、説明会時にはある程度処理が終わっていて、ただあと残っているのは、処理した水ですね、水を排水するというので、その排水ができればある程度、解除になりますよということがありました。ただ、今まだ排水の処理が沖縄県とこの事業者の中で調整が、沖縄県から指示がまだないということで待っている状況で、近々それが分かるんじゃないかなということで、今待っている状況だそうです。それが終わらなければ、我々もなかなか動けなくてですね、先日も事業者とも調整をしたんですが、現場の撤去の話とかもいろいろありますので、その状況がしっかり出たからの判断とさせていただきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村のほうの担当と、この塩屋小学校の跡地事業者というのはユーティリティという会社があって、またバナメイエビの養殖をやっている業者がありますけれども、どちらとそういう話合いというか、どういうことで、何か社長のほうが代表のナカニシさんということと、またミヤモトさんということがありましたけれども、村のほうとしてはどちらとの話をやっていくような形になりますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

2つのパターンがありまして、まず学校跡地を、使用許可を出している事業者としては一般社団法人の大宜味ユーティリティセンターですので、基本的に学校跡地全体のもの、今回のエビの養殖に関する計画性のものについては、このユーティリティセンターの代表者と調整をしております。またさせてもらっています。ただ、エビの養殖に関して県との排水とか、そういった問題については琉球フーズ株式会社との調整を併せて行っているというところです。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 友 寄 景 善 議 員

- 議長（平良嗣男） 次に4番 友寄景善議員の一般質問を許可します。4番 友寄景善議員。
- 4番（友寄景善） 入札に関わる不正についてお尋ねいたします。

去る9月定例会において、吉浜覚議員の入札結果報告書に関する一般質問に関連して、副村長は次のように発言している。「吉浜議員が、村が本当に不正をしているんじゃないかというようなことにしか聞こえません。そういうことは全くありません」と断言しています。以下についてお伺いします。

1点目、入札に関する不正とは、そもそもどのようなことを指しているのか。

2点目、吉浜覚議員は大宜味村の入札の透明性の確保のために新しい制度の設定を求めて質問していました。不正の有無については質問していません。そうであるのに村長の答弁に先立ち、不正は全くないと副村長自ら進んで断言し、又質問内容に対しても批判的に私情を述べるなど、的外れな発言が散見されます。不正は全くないと断言したのは、関係機関の捜査の結果なのか。それとも第三者調査委員会や内部調査委員会等の調査結果なのか。不正は全くないと断言した根拠を示してください。

それから質問事項2点目、総合福祉センターの整備計画について。令和元年6月定例会における私の一般質問に対する答弁において、総合福祉センターの整備は補助事業がないので進めることができない、新庁舎整備の中で必要な機能を入れ、福祉センターとしての機能も一緒にできないか。もしくは新庁舎ができた後の旧大宜味小学校の跡地を活用してできないか、今後検討していきたいと答弁していましたが、その後の進捗状況はどうなりましたか、お伺いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） お答えいたします。入札に関する不正とはどのようなことを指しているのかにつきましては、入札等の公正を害すべき行為全てのことであります。また、不正がないという根拠につきましては、捜査結果や調査結果により申し上げたものではございませんが、事業者、発注者共に不正行為は行っていないものと認識しております。

2点目につきましては、総合福祉センターの整備については、以前にも答弁したように、財源確保が難しい中、新設での整備は難しい状況にあります。そのため、現在の考えとしては、新庁舎整備後の議会棟跡地を活用し、整備していけないか検討している状況であります。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

- 4番（友寄景善） 入札の不正に関して村長から答弁ありましたが、ちょっと聞き取れませんでしたので、ゆっくり、はっきりおっしゃってください。

- 議長（平良嗣男） 村長。

- 村長（宮城功光） 入札に関する不正とはどのようなことを指しているのかにつきましては、入札等の公正を害すべき行為全てのことであります。また、不正がないという根拠につきましては、捜査結果や調査結果により申し上げたものではございませんが、事業者、発注者共に不正行為は行っていないものと認識しております。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

- 4番（友寄景善） 不正とは、そもそもどのようなことを指しているのかということをお伺いしているんですが、この答弁は、非常に概略的で具体的な不正ということをお伺いしているんですが、事例とかそういうのがなくて、全く私は理解できません。何か事例とか、例を想定して不正がないというふうな答弁をしていると

思います。

じゃあ、現在の入札制度において、大宜味村でどのような不正に陥りやすいかというふうな認識でありますか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） お答えします。

まず、一般質問等の議員の質問は、村の施策や行政運営についての質問だと思っております。私、自分のことで答弁しているわけではありません。副村長として村長を補佐する立場、あるいは職員を指揮監督する立場で前回答弁しています。吉浜議員の質問の中に透明性を欠いた入札結果だった、疑われてもおかしくないような結果ですと述べておりました。また本来、入札予定価格と落札額を比較し、落札率、請負率が示されますが、吉浜議員の質問の中で、最低制限価格と落札額との比較で100%に近い金額での落札額で、透明性が欠けることなどを述べられています。そうした数字での質問であると思っております。それは不透明さを印象づける質問であり、それらの数字は正確でないと感じました。私の答弁の後の吉浜議員は、副村長がしていないと言うかもしれません。あなはやっていないかもしれませんが、中にはやっている可能性もあるんじゃないかというのが、この表を見れば疑われると思うのですと質問しています。そのような意を含んで回答させていただきました。その中で非常にこの予定価格等が漏れているのではないか、そういう意を含んだ質問だったと思っております。それらを踏まえて、村長や村行政に対する質問であり、私自分のことだけを述べているのではなく、村長をはじめ、職員及び業者も不正はないと認識した答弁であります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 副村長、私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。不正とはどういうのを指しているのかということで、大宜味村がどのような不正に陥りやすいかということを知っているんですよ。全く的外れな答弁ですね、言い訳にしか聞こえないですよ。ちゃんと私の質問に、的確に答えてください。的外れな答弁が多いと思います。

それから不正が全くないと断言した根拠、根拠はないと。この調査もされていないのに不正は全くないと断言しているんですが、行財政の運営として、やっぱり行財政は法律、規則、法令に基づいて、ちゃんとした根拠に基づいて業務をやるべきですし、事業計画を進めるに対してもちゃんと実態調査をして、根拠を示して事業をされるのが当たり前じゃないですか。そうじゃないと村民の信頼、行政に対する信頼は大きく損ねまして、私たちも村行政を本当に信頼しかねる。ですから、ちゃんと根拠、事実、数値をはっきり示して行政というのは進めるべきであるということをおっしゃりたいと思います。

それから入札に関する不正については、今県内でもある団体でありましたが、やはり役場としても、どのようなことが入札の不正に当たるのか具体的に、もしこういうのが不正に当たるんじゃないかという認識を常に持ってですね、危機管理、村の入札制度を適正に執行するために常に目を見張る意味でもどのようなことが不正に当たるのかということをしっかり把握して入札を執行していただきたいと思っておりますし、大雑把な答弁で、非常に期待外れで、入札の不正に対する認識が薄いのかなというふうな感じを率直に思いました。

一般質問、吉浜覚議員の質問に対してのいろいろ副村長のほうから答弁がありました、まとめて言っておきますが、一般質問は議員にとって最も華やかで意義のある発言の場であり、また住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であるといわれています。村当局に疑問点をただし、

所信の表明を求めるものであることから、村当局は議員の質問に対して真摯に取り組まなければならないはずです。そうであるのに、吉浜議員の質問に対して、納得できる質問ではありませんと発言し、さらには予定価格の事前公表の判断は吉浜議員の指摘があったからじゃなくて、国の指導あるいは県の指導、そういうものを踏まえてやっていきたいと発言している。これは質問者に対する無礼な発言であり、議会の制度を否定するような発言と言わざるを得ません。議会は広く行政全般にわたる具体的事務の処理についての意思決定機関としての権能を持ち、村当局とは互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということを十分理解しなければならないと言われていました。いわゆる二元代表制です。吉浜覚議員に対する答弁は村のおごりであり、一般質問をないがしろにするかのような態度で誠に残念でなりません。議員の一般質問に対する村当局の姿勢を改めるべきです。このことを強く指摘して、この件についての質問は終わります。

2点目の総合福祉センターの整備計画について、議会棟も含めて検討していくということでありましたが、旧大宜味小学校の跡地を活用してできないかということでありましたが、旧大宜味小学校の跡地を活用しての総合福祉センターの整備はできないのか、再度お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

旧大宜味小学校での跡利用ということもできないということではないんですが、今回、新庁舎の整備について議会のほうも新庁舎の中に入るということも、前回の時点では決まっていなかったことでしたので、そこら辺もできるということも今後なってきていますので、どちらがいいか、まだこれから調整はできるかと思います。社会福祉協議会のほうとも、今考えているのが、すみません、社会福祉協議会とか包括支援センター、そういったものを一緒にできないかというふうにも考えておりますので、そちらの関係する機関とも調整しながら、どちらのほうの方がよりいい活用ができるのかということも検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センターは旧大宜味小学校、そこを活用したほうがいいんじゃないかというふうに思います。今、学校跡地の活用状況、喜如嘉小学校も頓挫して、まだ募集ない。応募ない、まだ決定されていないし、塩屋小学校についても住民がちょっと疑問を持つような、そのような使われ方をしておりますので、ぜひ学校の跡地利用について、村がしっかりした考えを持って跡地利用の活用を考えていただきたい。村が具体的な利用計画がないと、全国公募すると企業が資金力もあり、実績もあり、事業をすぐに起こして経済効果、即効果あるわけです。ところが地元の大宜味村民が学校跡地利用を活用したいというふうになれば、どうしても実績のある企業と比べると、どうしてもプレゼン能力も弱いものですから、選定委員会等で振り落とされやすいということになるとと思いますが、実際、村の振興を考えるのであれば、まずは全国公募する前に村内の皆さんに話し合っ、て、村民の要望を聞いて募集を図って進めていく。もし、村民の方々からなければ、じゃあ今度は風呂敷を広げて、県民、あるいは県外のほうにやっていくというふうなことがありますので、ぜひ村としてもしっかりとした考えを持って、学校の跡地利用をやってほしいと思います。学校は、廃校になったとはいえ、百数十年の歴史のある学校は卒業生をはじめ、地域住民の心のよりどころでもある。跡地の有効活用に名を借り校庭を掘り返すとか、校舎を取り壊すなど原型を大きく損ない、また住民を締め出すような活用方法を望んでいないはずです。学校の原型を最大限に残し、地域住民に理解され、喜ばれるような跡地利用にすべき



だと考えます。そのような観点から総合福祉センター的な施設として整備し、国内初の、そして住民が喜び全国に伝染できるような新しい形の福祉事業を展開できる施設として活用するのが望ましいのではないかと考えます。そのような観点から、ぜひ総合福祉センター的な施設を旧大宜味小学校に造って、村の福祉の向上、これも全国に発信できるような新しい形の福祉事業を展開して、全国に感染するような、そういう事業を誘致していただきたい。

再度、村長にお伺いしますが、総合福祉センター的な施設を、ぜひ旧大宜味小学校に整備していただきたいと思いますが、村長の見解をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

今大変、この福祉施設についてはですね、私も就任以来、できるだけ早い時期に造りたいという思いは持っておりました。やはり財政の厳しい状況の中で、優先度の問題からいろいろあって、なかなか着手することができないという状況であります。今議員から提案がありましたように、学校跡地、この学校跡地は地域の歴史のある学校ですから、これを大いに有効活用する意味での地域の皆さんの声をしっかりと聞きながら対応していきたい。先ほど住民課長から話がありました、この議会棟跡を活用するとかいろいろ検討する必要はあるかと思えます。その辺については、議員の意見をしっかりと受け止めて、地域の皆さんの声も聞きながら、ぜひ方向を決定していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センターについては、皆さん御存じのように、大宜味村第5次総合計画、前期基本計画は今年度で終わりですね、そこら辺は十分承知だと思いますが、その中でも総合福祉センターの整備を図っていくということが明記されているんです。そして実施計画である過疎計画にも平成30年度にはのっているんですよ。これは計画にのっているのに、まだ具体的には検討されていない。だから村民が望む、村民目線の行政を進めるのであれば、そこを優先的に事業整備していくのが村の役割だと思いますので、ぜひこれは絵に描いた餅にするのではなくて、村民というのは総合福祉センターを望んでいるんですよ。調査すれば分かると思います。結果からしてこの第5次総合計画にのっていますので、過去に私以外の方々も総合福祉センターの整備を求めているいろいろな役場の行政の公聴会ですか、意見交換会のときにも発言していると思いますので、もう後回しにすることなく、何よりも先にそういう福祉の充実のためにやってもらいたい。特に高齢者はあと30年、40年も生きられるわけじゃないです。その方々に福祉の恩恵が受けられるように、一日でも早く総合福祉センターの整備を求めて、私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で4番 友寄景善議員の一般質問を終わります。

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時20分)

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時29分)

---

◇ 安里重和議員

- 議長（平良嗣男） 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） それでは一般質問を行いたいと思います。

質問事項の1、村管理道路等の安全対策を。

平成30年9月29日、村営渡海団地広場に設置していた看板が台風24号による強風で倒れて車を破損させ、和解金23万4,000円を支払った。

また、令和2年4月15日、ヒージャーの餌として道路敷地外の草むらへ入り、草刈り作業中に村の管理する集水枡に落下し負傷させたとして村側に過失があるとして和解金39万9,880円を支払ったことを踏まえて、次の点について伺います。

1つ、村道海染江洲原線は、勾配の厳しい道路、また見通しの悪い道路であり、交通事故を誘発しスリップ事故などが多発しています。路面が濡れていると2WDの軽トラックなどは上るにも空回りし厳しい状況です。早急に滑り止め舗装の設置予定を。

2つ目、村道結の浜線はスクールゾーンだと私は思っていますが、道路標識の案内標識・警戒標識・規制標識・指示標識などの標識が全く設置されていないが、設置予定はあるのか。

3つ目、村道饒波石山線区画線について、昨年9月定例会で指摘しましたが、区画線の設置予定は。

2つ目の低炭素社会構築事業についてですが、この質問は、同じ建設業界の仲間として私からは質問したくなく、何度も断っておりましたが、ある方々から切にお願いされ、地域の建設業者なども確認し、覚悟を決めて質問に至りました。それでは質問に移ります。

会計検査院は、2020年11月10日に2019年度決算審査報告を公表し、翌日11月11日の新聞などで報道され、沖縄振興特別推進交付金のソフト交付金456万円を不当と指摘した。公表された一件は、大宜味村喜如嘉の河川大川川については村民は承知のことだと思います。

公表されていない一件は、大宜味村LED防犯灯取替工事で手抜き工事が発覚指摘された。次の点について伺います。

1つ、LED防犯灯基礎工事に対する手抜き工事は何基あったのか、修繕工事費はどこが負担するのか。

2つ目、工事社へのペナルティーは。

3つ目の一般質問、ター滝の安全対策は。大宜味村の癒やしの観光スポットター滝への観光客が増えている中、平南川駐車場が完成して約5年がたちますが、観光協会は事故などがないように天候や入場時に十分注意を払って一生懸命頑張っていることだと思います。次の点について伺います。

1つ、平南川駐車場ができる前の5年間と比べて消防隊員の出動回数が倍に増えていますが、河川管理者として村はどのような安全対策を講じてきたか。

2つ目、増水などで孤立者やケガ人などのため、避難道や避難所などを設置する予定はあるのか。お願いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。  
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

第1番目に村管理道路の件でありますけれども、現在、滑り止め舗装は、道路改良時に特に危険個所として2か所を選定し施工しております。議員御指摘の場所等につきましては、確認の上判断いたしました。

いと思います。

②については、スクールゾーンについては、教育委員会を中心に協議会を設置し、エリアの指定を行い設定することになります。現在、指定は行われていないことから認定に至っておりませんので、調整を図りながら検討いたします。

③については、村道の白線等の状況について、9月議会での御指摘を踏まえ現場の確認はしておりますが、今後どのように事業化していくか検討中であります。

2点目の質問ですけれども、本事業は、平成29年度沖縄振興特別推進交付金を活用し、事業費9,493万9,680円で実施し、既存の防犯灯を新たにLED照明の防犯灯255か所を整備しました。令和元年12月の会計実地検査において、適切とは認められない施工箇所として47か所の指摘がございました。手直し工事費の負担につきましては、施工業者においては、設計書に基づく施工がされておらず、村としても監督及び検査が十分ではなかったことから村と業者とで半分ずつ負担することにしました。工事社へのペナルティーについては、業者負担分をペナルティーと考えております。

次に3番目のター滝につきましては、消防が出動する原因となったこととして、雨による増水でター滝までの河川沿いでの待機している人々の救出となっております。村の対策としましては、平南川ター滝駐車場の指定管理者である観光協会と連携して、大雨予報など危険が予知される場合には、駐車場を閉鎖し入場をお断りして、かつ、それでもこられる方々へター滝への進入自体もしいないようにお願いしてもらうことの連携対策を行っております。しかしながら、今年の事案も含め、日中に急激な雨のときター滝が既に利用されている場合の対応は難しい事態でもありますので、安全な利用となりますよう、今後も関連機関と連携し対策を検討していきたいと考えております。

②につきましては、現時点で検討している中では、避難道や避難所の設置予定はございませんが、避難に対応する表示や救助に関する対策を検討しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 最近ですね、私は、村は箱物に力を注ぎ、最も大事な村民の安全、安心について非常に怠っているのではないかと考えています。私は何度も、道路の安全対策などについて質問してきましたが、私から見て一向に進む様子が見受けられません。ですから、各議員からの村道管理に対する質問が集中していることだと思います。村は、村道海染江洲原線で事故が多発していることを重々承知のことだと思いますが、縦断勾配を知っていますか、村長。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 縦断勾配といいますと、道路構造の観点からスピードによつての道路勾配が決まっております、この横断、道路の幅員のその勾配を横断勾配ということです。

（「私が言っているのは縦断勾配です。横断勾配ではありません」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 縦断勾配についてはですね、今、すぐお答えすることがちょっと難しいんですが、實際上、海染江洲原線については旧農林事業のほうで、県事業で行いました。そのときには、まず幹線農道ということで整備を行っております。その勾配状況、幹線農道においても村道と同じような大きな道ということでの整備を行っていて、その後、入り口部分ですかね、それと中間部分までを起債事業か何かで整備を行ってまいりました。先ほど村長にお答えしていただいた滑り止めの2か所、そこについてもその改良のときに行っております。實際上、かなりの勾配的にはきつい道だと認識

をしておりますが、我々のほうでも事故多発地域、そこについて滑り止め舗装、そういうところを整備してきたわけですが、なかなか小さな事故、すごく大きな事故は今のところ報告を受けておりませんが、何件か建設環境課長のほうにも事故の報告は聞いております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私が調べた縦断勾配ですね、ビジターセンターの入り口付近から江洲促進住宅のタンクの付近ぐらいまでなんですけど、実質はほとんどが10%以上あるんですよ。ナンバー9からナンバー16、140メートルの区間、平均勾配が10.915%、今10%以上のところだけ言いますが、ナンバー21からナンバー26、100メートル、10.517%、ナンバー26からナンバー35、11.075%、ナンバー35からナンバー58、460メートル、10.88%、ナンバー74からナンバー81、140メートル、11%、最後のタンク付近なんですけど、97から100メートルで8.12%あります。この10%以上というのはですね、十二、三%あるのは確実なんです。その厳しい勾配を普通の乗用車で雨が降った場合でも事故は多発しています。つい最近、一月なるかならんかと思いますが、正面衝突2件同じ日に発生したみたいです。そのうち1件は警察庁のほうへ届け出されています。1件は届け出されていません。私がこのスリップ事故等が頻繁に起きているというのは、ほとんど下り車線のときにスリップして相手にぶつかっているんですよ。また相手を避けるために側溝に落ちているんです。そういうものを考えた場合、これは全面ですね、実際滑り止め舗装をやらなければいけないんじゃないかなと思っています。今、2か所やっていますと言いますが、じゃあ2か所でどうかという、じゃあ、片方の車線だけじゃないですか。全面舗装はまずないと思います。ですから、この滑り止め舗装を確実に、もう全面舗装ぐらいやってもらいたいぐらいと思っています。どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員御指摘の滑り止め舗装については検討する余地はあると考えております。我々のほうもですね、先ほど仲井間議員からの話もあってですね、区画線含めてそこら辺を事業化できないのかどうなのかということを検討しているところです。實際上、かなりの額がかかると考えているところです。その前に、また何かできる手立てがないのか。先ほど議員御指摘の指示標識あたり、案内標識、そこら辺を検討しながらやっていきたいというふうにも考えているところです。ただ、海染江洲原線については、法定速度40キロであります。ほとんどの車が40キロ以上の走行をしているのかなと思う部分もございますので、先ほど話をした案内板での案内ですね、滑り箇所とかいろいろやり方はあるかと思っておりますので、そこら辺について滑り止め舗装の前にできるだけ早い対策を建設環境課のほうでまた考えながらやっていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私は質問をする前に、和解金のことでちょっと話しましたが、例えばこの事故を起こした当事者がスリップ事故等を起こした場合、村の管理が悪いと、それを訴えられた場合和解金を支払いするんですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） まず、事故等の話を検証することもあろうかと思っております。そこら辺の結果を踏まえて考えられるところは考えるか、そこら辺の事故の状況、そこら辺で違ってくると思っておりますので、そういうことが起こらないように、先ほど議員御指摘のように我々もどうにか滑り止めをやれるような方向は考えていきたいと。今すぐできること、先ほど話したようにどうか標識あたりでも、

通常の標識はなかなか難しい部分がございます。どうかドライバーに知らせる意味でも注意喚起の何らかの処置をしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） いつになるか分かりませんが、それまでに事故は、私は確実に起こるんじゃないかなと思っています。

またちょっと話を変えますけれども、村道結の浜線ですね、現在標識が全くありません。標識がない道路は何キロか御存じでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 実際、標識がない道路に関して、村道はほとんど速度の標識がございません。速度の標識に関しては公安委員会を通じて設置していくということでありましてけれども、私の今、分かる範囲内では30キロから40キロじゃないかなと思っておりますが。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 多分ですね、私駐在所のほうからも注意されたんじゃないかとは思っているんですよ、村に対して。標識のない道路は法定速度60キロです。標識等設置は道路管理者なんですよ。毎回毎回何か言えば安全協会どうのこうと言いますが、管理者が設置するんですよ。私、今ここに道路法持っています。その中に全部書かれています。早めに道路標識等を立てて、また結の浜線の橋のところ、よく車が止まっています。向こうですね、こちらから行くと左側バリケードされていますよね、村有地のほうに。向こうのほう開けたらどうでしょうか。開けたらまだ、道に止める方は減るんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

あちらを閉めた理由といたしましては、やはり4工区ですね、埋立時の4工区と言われている部分への進入、今、盛り土されて土が置かれたりとか、そういった状況でありますので、やはり管理の面から閉めさせてもらっている状況でありますし、また開けても歩道に乗り入れたりとか、これまでもありました。なので、そういった管理面、やっぱり歩道は歩く場所であって車を止める場所ではないとか、そういったことも含めて道路交通法を確認させてもらいながら、閉めさせてもらったという経緯がありますが、今の、前回9月の一般質問で友寄議員のほうからありましたけれども、そういったものも含めて、ただ開けるかどうかじゃなくて、今後の4工区の活用方法も検討しながら進めさせていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） どうもありがとうございます。もっともって言いたいことたくさんあるですけども、まだほかにも詰まっていますから先に進めたいと思いますが、一応、今、村道石山線の区画線とかはですね、仲井間議員のほうからも話がありましたから、次のほうに質問を移していきたいと思えます。

低炭素社会構築事業についてですが、私はこの工事に対して非常に遺憾に思っています。工事の打ち合わせなどはどのように行われたのか教えてもらえませんか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

低炭素の事業の流れといたしましては、平成27年度に事業計画を作成して、28年度から事業開始をしているところであります。今議員御指摘の工事に関しましては、平成29年度事業ということで、まず喜如嘉住区のほうを行いました。平成30年度で大宜味住区のほうを行う予定であったんですが、一括交付金の残額等の関係から平成29年度に前倒しをして、29年度に喜如嘉住区、大宜味住区を行ったところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私が聞いていることと全く違う答えが返ってきたんですけども、工事の打ち合わせというのは、発注者と業者、どういうふうな工事の打ち合わせをやってきたかということを知っているんですよ、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 細かい打ち合わせの資料等は今持ってはいないんですが、事業時に現場立ち会いであったり、工程会議での担当者での参加に至っていると思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 手抜き工事、255本のうちの47本、これは手抜きじゃないですよ、私から見たら。意図的なものですよ。255本のうち四、五本ぐらいならまだちょっとミスったぐらいでいいですよ。そのうち47本手抜き工事というのはとてもじゃないんですけども、意図的にやったものとして考えられません。それはどうなんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この指摘箇所47か所につきましては、前に議員全体での説明会でも申し上げましたが、やはり当初予定していた箇所から現場現場へ入る中で、やはり変更等の調整等もありまして、その説明会でも申し上げましたが、やはり区長さんからの要請であったり、そういったところから無理に変更させたところもございます。そこら辺は業者だけの責任ではなくて、やはり村のほうとしても監督、管理の不足等もあったのかなというふうに認識しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、発注者のほうから無理に場所を変更させたとか言いましたよね。これは指示簿とかも全部あるんですか。それは変更しても手抜き工事を行ってもいいんでしょうか。まず、許容範囲分かりますか、根入れの。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず指示簿に関しましては、全ての箇所についての指示簿のほうはございません。許容範囲につきましては、今1,400を根入れとしておりますが、そのうちの7センチまでが許容範囲ということでのほうで理解しております。それ以上の、10センチ以上根入れで不足している部分について改修を行うというふうに予定しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 許容範囲はプラスマイナス10センチです。指示簿も全て出すはずがないですよ。その場所場所だけに対しての指示簿は出します。全体としてはまずないかと思います。もうこれ以上、質問してもあれかも分かりませんが、じゃあ別にまた行きたいと思います。

瑕疵担保はどうなるんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

- 総務課長（知念和史） 瑕疵担保につきましては、やはり工事検査後発覚したことではなくて、やはり施工自体、施工不良ということで、実際にこちらの監視、監督がしっかりできていたら発見できていたところであると考えるところからですね、瑕疵担保には該当しないのかなということで考えております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 瑕疵担保というのは何ですか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 瑕疵の担保ですので、瑕疵があったかどうかということでのものだと思いますが、やはり施工不良もそこら辺も含まれるのかなと思うんですけども、村長のほうから答弁があったように、お互いに非があったところでの瑕疵担保で、全て業者のほうに負担はできないんじゃないかということでの判断となっております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 瑕疵担保というのは、見えない欠陥や不具合があった場合のことを話しているんですよ、簡単に言えば。もし発注者が悪いというんでしたら、求償権がたしかあるかと思うんですよ。その求償権のほうは、私資料を持っていないからあまり細かいことは言えませんが、この瑕疵担保についてないということは、まずないかと思います。多分うたっていないなくても、1年か2年は絶対あるかと思うんですよ。じゃあ、これまでの公共工事、その発注の工事でちょっとしたミスとかで、発注者も実際ミスった、業者もミスった、そのときに折半しましたか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 過去の事例を全て調べているわけではございませんが、本件に関しては互いに非があるということでの手直し工事分の折半となっております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 自分たちで認めているわけですよね、非があったということ、管理不足ということで。これ現場の立ち会いとかは行わなかったんでしょうか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 全く行っていないわけではないですが、やはり47か所もそういったことがあったというのは事実でありますので、その管理監督の不足があったということになると思います。以上です。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私は、この一般質問をやる低炭素社会に対してですね、私は覚悟を決めてということをおはまず言いました。私は、ものすごく怒っているんですよ、この工事に対して。瑕疵があって、ペナルティーが、半額折半がペナルティー？ そんな話聞いたことないですよ。あなた方が出している請負者選定、これにでもしっかりとうたっているんじゃないですか。指名停止基準。この規則の中で実際どれに当たりますか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 今、議員おっしゃっているのは村にある規定の中でだと思うんですが、11条のほうで別表等がございます。やはり該当する箇所としては、その表の4項に該当するものだと思いますが、そこには故意に不正という文言がございますので、やはり業者としてもそういった調整の

中から行ったことであり、100%故意ではないのかなというふうに認識しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 故意というのと、意図的というのと、私、言葉がちょっと違うのかなとは思ってはいるんですけども、だって255本のうち47本ですよ。これは何分の1ですか。普通ですね、そういうものを支柱、基礎を入れるときには大体根入れは深く掘るんですよ。浅く掘られているということは実際とんでもない話です。一番大きく根入れ不足があったのは何センチ程度でしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 村のほうで調べた範囲では、63センチから130センチまでということでの根入れ不足のほうがございました。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） とりあえず村のほうも自分たちの過失を認めているわけですから、まず修繕費用521万3,450円、返還金456万円を合わせると977万3,450円となります。村に不利益を与えた責任を明確にするために、令和3年1月に支給する給料月額に限り、村長72万円を64万8,000円と、副村長58万4,000円を55万4,000円に減給する議案も提出されていますが、どうですか、1か月を3か月に延ばしたらどうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、議員御指摘の件ではございますが、今回の村長の判断につきましてはですね、過去の事例等を参考にしてやっている経緯でございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） この件に対しては、これで最後にしたいと思いますが、昨年12月に会計検査院から手抜き工事が指摘されて、T社へペナルティーもなく、T社は今年8月14日に、令和2年度大宜味村簡易水道施設電気計装工事請負金額1億62万8,000円を受注しています。村長、請負者選定委員会委員長の副村長どう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 選定委員会の中での、今御指摘のほうはですね、やはり指名停止等のことを踏まえての話だと思っております。やはりそこはですね、先ほども申し上げましたが、業者のほうも故意に行っていないというところから、そういった指名停止等の措置を行っていないというところから次の入札のほうにも参加し、そこで受注したものだと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 最後、ター滝の件で一つだけ確認しておきたいと思いますが、ター滝で駐車場ができる前の5年間とできてからの5年間ではちょうど倍なんですよ、数字が。一番災害が大きかったのは救助人員何名でしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。人数的には、今把握はできていません。ただ、平成28年度か29年度だったと思っております。あれは夏ですね、急激な大雨で、運動会時だったんですかね、20名とかそれぐらい以上の……夏まつりですね。夏まつり時だったと思っております、30名ほどぐらいいたんじゃないかなというのを記憶しているところです。



○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 一番、救助人員が多かったのが令和2年9月16日、101名です。結構大きい数で言いますと、平成24年8月11日、41名。平成29年5月5日、33名です。ただ、やはり9月16日というと、新たに、新たといってもここ最近なんです、それぐらい観光客が増えているということですよ。私は、河川での事故は自己責任と言うかもしれませんが、やはり一応村のほうももっと頑張ってもらって、何とか皆さんが楽しく観光ができるようにやってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 0時07分）

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時28分）

---

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 成人式開催についてお聞きします。

村ホームページで「令和3年大宜味村成人式の開催について」のお知らせを見たのですが、その中で状況によっては成人式を中止することがございますとありました。中止を判断する基準を決めているのか伺います。

2点目、汚水処理について。生活排水の適切な処理を行うために、汚水処理施設の普及率を上げるため、今後どのような取組を行うのか。また、合併浄化槽の設置、単独浄化槽の撤去の補助率を上げることは可能なのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

現在、成人式は開催予定となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した上で開催いたします。

成人者の皆様へは、中止を判断する基準を示しておりませんが、沖縄県が設定する警戒レベルを基準として、警戒レベル第4段階及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況による外出自粛要請が中止の判断基準と考えております。

2点目につきましては、村において、地域循環型社会形成推進地域計画書を作成し国からの交付金により、国が定める補助金限度額に対して、国2分の1、村2分の1の交付を行っております。その国の限度額を上げることは難しく、補助額を上げる場合、村独自の補助金になると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） まず、成人式の基準を決めていないということは、私はこれは村として成人式は必ずやるんだという意気込みを持っているのかなと理解しています。これは本当に感染症予防対策をしっかりと行って、ぜひこの成人式が、自分なんかはできなかったという思いをさせないためにもちゃん

とやってあげたいなと思います。これはぜひよろしくをお願いします。

次に汚水処理についての質問に移ります。先ほど補助率の面がなかなか厳しいとありましたけれども、今、新築とかそういうふうなところではもちろん進んでいる、そこしか進められない状況というのは理解していますが、更新がなかなか進まない理由というのはどういう理由がありますか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 浄化槽の法律が変わって、単独浄化槽の設置が新規では認められないというふうになっていて、今後、設置する浄化槽については全て合併浄化槽になると考えています。その中で、現在ある単独槽については猶予期間でずっと機能はしているわけですね。それでなかなか今現在、単独槽の住民の視点、かなりの高額な金額がかかります。そこで、新しく浄化槽のみを変えるというのがなかなか今難しいような状況にあると思います。議員からありましたように、補助金も、取り壊しの補助金としては9万円の補助金もあることですが、なかなかこの9万円だけでは取り壊して、新規の部分もあります。合わせても工事の大半を補助金で賄うことが難しい。その中でどういうふうに村民の認識をとるか、考え方を変えていって、自然に優しく、合併浄化槽に全てやっていくのであれば非常にいいことではありますが、なかなか個人的なもので進んでいないのが状況と判断しています。それをどうやっていくかということは我々のまた普及活動、どうにか宣伝をしながら、その先ほど話ししていた計画を作成し、国のほうに提出。さらには村としてもどういったものができるのかということを含めて今後考えていく必要があるのかなと、担当課としては思っています。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 沖縄県下水道事業整備構想というのがあると思いますけれども、それで5年おきにベンチマークでしたか、指標が示されていると思います。大宜味村の場合は6月議会でも言いましたけれども、今年度ですね、令和2年度45.9%の目標ですよ。さらに5年後、令和7年61.1%、これを令和17年度までには100%に持っていくという目標がありますよね。国から大宜味村に対して与えられた課題だと思っているんですけども、今、大宜味村では合併浄化槽で事業を進めていくという方向でいると思うんですけども、それは各世帯任せになっている気がしてならないんですけども、その辺、この目標を達成するためになかなか厳しいくないですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員おっしゃるように、なかなか厳しい数字だと思っております。実際に個人所有の浄化槽をどうやっていくかということを考えていく上に、さらにじゃあ同じように結の浜地区は下水道事業を入れてやっている部分ではございますけれども、なかなか結の浜の状況も金額がかかり過ぎるという話の中で当村としては合併浄化槽に切り換えていこうという判断にしています。ですから、議員が心配している普及率を上げるためにということで努力をしないと、その率の達成はなかなかできないものと思っておりますが、まず普及活動、そこを通しながらどうにか理解をいただいて、単独浄化槽、合併浄化槽にしてくれないかということはどうにかみんなに、住民の皆さんに理解をいただいてやっていく。さらに補助金を上げることができるのであれば、そこもやはり考えるべき点かなとは思っているところですが、なかなか財政上も厳しい部分がございます。そこら辺を考慮しながら、我々としてできること。また住民にお願いしたい部分に関しては、単独槽から合併浄化槽への移行について、どういったものがあるかということを含めてアンケートなど、そういうことをやりながら目標達成に向けて頑張っていけたらいいかなと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあ、もし合併浄化槽が村全域に普及した場合、村の今の世帯数は1,250世帯前後ですよ、たしか。それで例えば結の浜と村営団地を除いて900世帯に合併浄化槽が設置されたとします。浄化槽法では保守点検年3回以上、清掃年1回の実施となっています。大宜味村の浄化槽の清掃業者は2社しかありません。その2社で本当に対応できるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 衛生関係のものに関しては委託というか、民間でやってもらっているところですが、申し訳ございません。年間どれぐらいの処理ができるのかについては、今現在資料を持っていないです。そこで間に合う、間に合わないの話ができるかというとなかなかできないものですから、まだちょっと調べさせていただきます。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今、答えられないとは思いますがけれども、この2社ですよ。国頭村、東村も管轄にやっていますよね。国頭村が2,300世帯、東村が748世帯あるんですよ。これを本当に令和17年度に向けて、県の目標なので、もしそれが3村、合併浄化槽にしたときに、本当にちゃんとした維持ができるのかなという不安が私にはあります。この生活雑排水の適切な管理というのは、今の世の中の流れ的に今後世界自然遺産地域にもなるので、とても厳しくなってくるのかなと思います。それで浄化槽の耐久年数が30年と言われていますが、今後も浄化槽の更新と保守点検、清掃の実施を促す作業を永遠行うわけですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 實際上、浄化槽の点検、管理については、個人個人が行うことですよ。そこについては、やはり住民の負担になるかと思いますがけれども、そこについては住宅、家主のほうで管理していくと考えています。先ほど心配されていた衛生者あたりの管理について、そこはまた協議会みたいなのところがあると思いますので、そこら辺を村のほうでもう一度確認をしながら、その2社で可能なのか。不可能という話が出てくるのであれば、また対応をちょっと考えていきたい。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 6月定例議会で、課長、先進地の状況を確認しながら検討していきたいという話をしていましたけれども、どこか先進地の参考になる事例とかを確認しましたか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） すみません、そこの先進地の確認は今現在行っておりません。そのほかに、またし尿処理の問題もございまして、そこを名護市にお願いする部分もございまして、そこら辺確認をしながら3村の状況、さらに先進地については今しばらくお待ちください。確認をします。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ちょっと私もいろいろ調べたんですけども、一つ、小笠原村の事例を紹介しますね。小笠原村は中心市街地はコミュニティープラント、集合処理を行っております。それ以外の分散地域に関しては、合併浄化槽区域として村のほうで管理しているそうです。大宜味村のほうでも、例えば大宜味、大兼久とか根路銘、ここは決して分散している地域とは言えないと思います。塩屋地域ですよ。なので、大宜味のほうでも個別処理と住宅が密集している集落は集約して集合処理とかで管理したほうが生活雑排水の適切な処理を行うことができると思います。そこで農集排事業のを取り入れた

らと、前回の6月議会でも言いましたけれども、農業集落排水事業の実質補助率は97.5%になっています。これは沖縄県だけなんです。内地のほうだと、今50%補助になっています。これは本当にいつ終わるか分からない事業なので、本当に早めに手を打っていたほうがいいのかと思っています。維持管理に関しても結の浜にある公共下水道の件もあって腐敗臭はあると思いますけれども、公共下水道と違ってこの農集排の場合は浄化槽法なので、法定検査、維持管理の頻度を考えてもコスト的にかなり抑えられると思います。不適切な排水管理や水質汚染は感染症等による健康被害に加えて、水産業、観光業、環境への影響など、様々な経済的損失の原因となると言われています。この問題は、世界自然遺産候補地として、そして未来の大宜味村のために今本気に取り組むべきだと思っています。どうか検討をよろしくお願いいたします。どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 村で計画する中で選択肢として、先ほどの議員おっしゃる農業集落排水、農排のほうも検討の余地はあるかと思っておりますけれども、今現在、やはり合併浄化槽という話の中で今進めています。その合併浄化槽を住民の方に理解していただくために、やはりもう少し我々のアピール、補助もありますよという話の中で、補助金に関しては今のところ予算計上上100%というのが今のところないです。ですから新築のみで大体動いているところですが、先ほどの単独浄化槽を減らさないことには普及率のほうが上がっていきません。そこにちょっと努力して、先ほど話をされた農排についても頭の中に入れながら、検討しながらやっていきたいと。ただ、また大宜味村はやはり特有だと思えますね。国道58号が主要幹線道路、さらには山間部に集落がある中、なかなか集中管理ができない。先ほどの大宜味、根路銘、大兼久あたりもそうなんです、実際的に言うと戸数があまりにも少ないのかなと思う部分もあります。国道58号をまたいでの管路を引っ張ることはなかなか難しいところではありますので、議員の提案された小型の合併浄化槽あたりも検討しながらやっていくような計画が立てられれば、我々のほうも検討しながら、最終的には単独浄化槽は廃止になると思います。ですから、その前に合併浄化槽の検討をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

---

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 透明性や公平性、公正な行政運営について。

①9月定例会で村電気設備工事請負契約調と名護市の最低価格の要綱の資料を提出して、入札制度の透明性や公平性、公正な行政運営への改善はないかとの質問に対して、村長は透明性のあるような仕組みがどれが一番いいのか検討させていただきたいとの答弁があった。その後、私は沖縄県警捜査二課に官製談合の情報があるので、情報提供を求められた。村は臨時議会時にLED防犯灯取替工事の施工に問題があったので補助金返還しなければならないと議員への説明とマスメディアもそのことを報道した。繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ100%で、工事施工や検査の杜撰さが浮き彫りになった事例は癒着そのもので、官製談合と疑われても否定できるものではない。行政の信頼を回復する意味でも再度問う。工事請負の予定価格の事前公表や最低価格の複数設定方式の要綱を制定して、透明性や公平性、公正な行政運営への改善はないか。

②一般競争入札による村有地（旧喜如嘉教員住宅）売却の入札案内について、11月9日の喜如嘉区代

議員会で区長より説明があった。しかし、行政事務委託者連絡会議の説明や村広報紙にも入札案内がなく、役場ホームページの案内所によると宅地581.09平米、建物付き、27万2,000円予定価格の売却物件となっている。平成15年に県から村に売却され、平成28年まで利用していた。また、建物のアスベストや土壤汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施していないとの留意事項がある。収入と支出を相殺しての差額だけの価格設定の禁止（総計予算主義の原則・法210）、予算の事前決議（法92の2）、広報方法や当該物件を取り壊すということで入居者を退去させた経緯もあり、行政の継続性や制度を無視した行政執行の是正はないか。

③旧塩屋小学校跡地活用事業、バナメイエビ養殖事業で、事業者がタイから導入した稚エビが急性肝臓壊死症の発症で日本初の感染で死んだと報道された。不安と不信は村民ばかりではなく、県内はもとより全国に広がった。周辺の海が汚染されるのではないか。また、跡地活用事業賃貸契約書の事業目的は、当法人は地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。村立学校跡地活用基本方針では、学校は地域に開かれた生涯学習、スポーツなどの活動の場所として利用されており、様々なコミュニティ活動が行われてきた。また災害時には避難場所となる体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存続は地域から求められているのでそれらを考慮する。さらに、民間業者などによる学校跡地・跡地施設の活用については、村域全体の課題解決に資する施策の実現に寄与することや、地域住民の意向、ニーズを尊重しつつ、民間業者の健全性、事業内容の安定性・持続性ととも村や地域へ与える影響などを十分考慮した上で活用するとある。しかし、甲殻類の伝染病急性肝臓壊死の発症国からバナメイエビの稚エビを輸入することについて、国や県が環境に与えるリスクが高いので控えるようにと指導があったにもかかわらず、実行に踏み込んで問題を起こしてしまった。今後、基本方針に則り活用をどのように推進していくのか。

## 2、安心・安全・健康で拘束のない生活について。

本村は、こども医療費窓口無料化が高校卒業まで対象となっているので保護者から大変喜ばれている。しかし、県社保協の自治体アンケート2020によると、2019年度の学校健診では、特に歯科検診で小学校の要受診の数47名に対して、要受診なのに未受診の数27名。中学校の要受診の数24名に対して、要受診なのに未受診の数12名である。せっかくの窓口無料化なのに、なぜ要受診なのに未受診の数が多いのか、対策はないか。

②村立農村環境改善センター前バス停留所の屋根付き待合所が壊れてバス利用者が雨や日差しが強い日の利用に支障をきたしているが、復旧をどう考えているか。

③本村は、新型コロナウイルスの感染者が何名だとの告知だけで、村内か村外あるいはどこで市中感染が起きたのか、感染状況が分からず不安が募るばかりである。しかし、村はホームページで10月23日、村職員が発病し、慎重をとって感染状況と役場の消毒をして業務執行をしていることの説明の情報提供が不安を和らげる要素になっている。ところが、10月29日の発生状況は、元の感染者数の統計情報のみとなっている。村はホームページで10月23日の感染者に対する状況を説明していることは、情報提供が不安を和らげる要素になっている。どうか、個人のプライバシー尊重と感染拡大の防止の両立をどう成し遂げるか。村民が安心安全な元の生活や経済活動などを取り戻すため、村全体でこの危機を乗り越えていく感染拡大防止と社会経済活動の対策はどうするのか。

## 3、地域の経済基盤の確立について。

2019年全国1,741市町村所得（年収）総務省発表を基にしたランキングがネットで大宜味村は1,741位、平均所得205万5,173円と発表された。

①本村は、これまでに村シークワサーの里づくり条例を制定するなど数多くの施策を展開してきた。シークワサーは健康機能成分が多く含有していると農林水産省研究機関などで証明されたことから、シークワサーの需要も高まり、村の振興を担う戦略作物と位置づけている。今年度は、各取引業者ともシークワサーを全量買い取るとの情報もあり、生産量、生産額はいくらで、所得にどのような効果をもたらし、収穫期の労働力確保の問題をはじめ、課題が山積し経営安定への対策が求められている。本村のシークワサー（加工用）の農業経営技術指標でシークワサー専業農家が平均所得205万5,173円の農業所得を上げるためには、どれだけの面積や収穫量（本数）が必要になっているか。

②村農村活性化センターの加工施設や村農産物加工施設の利用状況や課題と展望はどうなっているか。

③塩屋漁港に目的外使用の日東商船塩屋漁港営業所が設置されている。塩屋－伊江島－伊是名－伊平屋航路案内所の看板も表示されているが、営業している様子がないが、就航はいつからか。伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

透明性についてでございますが、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され落札価格が高止まりになること、業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから、村としては契約締結後に公表してまいります。最低制限価格の複数設定につきましては、引き続き検討してまいります。

次、②でございます。旧喜如嘉教員住宅跡村有地売却の予定価格の設定方法については不動産鑑定士により算出されております。土地価格については、沖縄県における地価動向等、地域の分析や環境条件などの下、評価に至っております。建物についても、物理的減価要因、機能的減価要因、経済的減価要因などにより評価を行っており、不動産全体を含め、不動産鑑定士により様々な角度から分析されて算出された価格であります。よって、総計予算主義の原則を無視した行政執行ではないと考えております。

事前議決の原則ですが、入札前であり、予算額が予想できなかったこともあり、入札後において明確な価格が定まった段階で補正予算として提案を行うことを考えております。

広報については、鑑定結果が行政事務委託者会議に間に合わなかったこともあり、各行政区の長にポスターを掲示してもらうことや防災無線による広報、公告による広報など、ホームページ以外の方法においても周知を行いました。

入札案内から不動産売買契約の締結、移転登記の完了を年度内に終了させるため、このような余裕のないスケジュールになりました。今後は、ゆとりをもった事業執行を心がけたいと思います。

最後に、行政の継続性について説明します。旧喜如嘉教員住宅跡の建物については、平成28年に取り壊すという方針もありましたが、旧耐震基準ではあるものの、改修により耐震性が担保され、地域や村の活力になることが想定されたことから、現状引渡しを前提とした村有地売却に至っており、入札申込者にもその点については、見学会や口頭にて十分に説明を行っております。また、取り壊し費用が一般財源に与える影響なども考慮した結果となります。よって、行政の継続性を無視した行政執行には当たらないと考えております。

③につきましては、現入居者である一般社団法人大宜味ユーティリティセンターの事業計画自体も、基本方針に沿った事業計画であり、その計画には複数あるため、進捗は全てが整ってはいませんが、スポーツツーリズムの塩屋湾の活用や特産品販路拡大、開発など、村の課題解決に資する事業であると捉えておりますので、今後も連携して推進してまいりたいと考えております。

次に安心・安全についての②の改善センター前バス停の設置についてでございますが、喜如嘉第1バス停につきましては、平成30年8月にバス停上屋の腐食劣化で危険であるので撤去してほしいと区長からの要請があり、撤去を行いました。

新たな設置につきましては、沖縄県バス協会に要請しております。

③の個人プライバシー尊重については、個人のプライバシー尊重と感染拡大防止については、これまで同様プライバシーを尊重した上で、ホームページと防災無線により感染者の発生を周知し、一人一人の感染防止対策の徹底をお願いしていきたいと考えております。社会経済活動の対策につきましては、国や県の動向、その施策と連携しながら、今後も取り組んでまいります。

3点目のほうは、①で、本村では農業経営指標を作成しておりませんので、沖縄県が作成した最新版の平成25年度版農業経営指標を基に加工用で計算したら、面積が約4,500坪、収穫量が約36 tとなります。しかし、情報が古く販売価格1 kg当たり113円で計算されており、実際販売価格や木の大きさなどの環境で異なりますので、実情と異なると考えられます。

目安として、1 kg当たり140円で計算すると面積が約3,000坪、収穫量約24 tとなります。

②につきましては、活性化センターの加工施設については、特産物開発加工室といえますけれども、村民や各種団体での利用が、今年度これまで約50件の利用がされております。

課題は利用日が重なってしまうことなどの対応かと感じていますが、もっと多くの方に利用してもらえるように取り組んでまいりたいと思います。

村特産品加工施設については、令和元年度の状況で言いますと主にシークワサーを取り扱っており、65件ほどの農家が計約300 tを出荷しており、その量を加工しております。健康ブームで売れ行きもよく、大手の販売ルートも確立されていると聞いております。今後も本村の農業の振興に寄与されると思います。

③につきましては、現在、把握していることは、平成29年度から沖縄総合事務局へ起点知名漁港～与論港経由～終点塩屋漁港の旅客定期航路事業許可申請について調整を行っており、現在、審査中ではありますが、令和3年4月就航を目指しているそうです。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 吉浜覚議員の質問の2の①についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、昨年度の歯科検診で要受診に対して未受診の児童生徒の数が多くは認められません。現在学校の取組といたしましては、歯科検診終了後、治療カードを全児童生徒への配布や11月8日「いい歯の日」にちなんで、未受診の児童生徒に2回目の治療カードを配布しております。また、個人面談や、学級保護者会等で保護者を通じて受診するよう指導をしているところであります。今後も教育委員会としては学校と連携し、児童生徒の啓発はさることながら、保護者へ受診の必要性を強く訴えてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 1番の①、透明性や公平性、公正な行政運営について。午前中も一般質問ではかの議員からありました。もちろん入札制度の問題、それから工事の沖縄振興特別推進交付金の補助金の返還の問題などありました。それで村長から明確な返答はなかったんですけども、9月議会同様、この最低価格の複数制度の導入について引き続き検討したいと言っていました。それから予定価格の事前公表制についてはずっと前から叫ばれていたんですけども、善し悪しあるということで、いろいろ私も認識しておりますけれども、さっき午前中の質問の問題とかで出てきたときには、避けられないんじゃないかと思っております。それで職員からも入札関係のものについては偏っているんじゃないかというふうな、直接、間接にも聞こえます。それから私が沖縄県警から事情聴取されたときもいろいろ情報があると。それから職員の名簿、何課何課に誰々がいると、配置。それで関係者もいないかと。いろいろ探るように聞かれました。そしてこの入札制度についても入札率がいろいろチェックされておりました。最近では、ほかの自治体でも起訴された事例もあるし、それに近い段階じゃないかなと私も思っております。それで私が前回提供した工事請負の契約調書、この件についても村の広報に出っていたので、この業者は親戚関係になっているよと。この業者は現村長になってから指名されていると。さらに工事の出来映え、監督責任の問題があったんですけども、職員はそれをみんな見逃したんですか。それが監督責任、報告もなく、国がいきなり検査してこの手抜き工事が分かったんですか。そういう問題もあります。この問題については委員会の中でチェックしていきたいと思っておりますけれども、9月議会で検討します、そして新年度も示唆するような話があったんですけど、いまだにこの検討するというふうな段階ではないと思っております。この件について、もう一度、村長の答弁を求めます。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 私もですね、この入札制度については、ちょっと検討しないとできないなというふうな思いがあって、近隣の市町村の情報を聞いたりして、どのような方法がいいのかということで。最近、4日ぐらい前でしたか、国頭村で3村の村長集まってその件について話をしたんですけども、国頭村も今年からですかね、3つの最低価格を設定して、それを業者で入札後にくじを引いて、このくじを引く人を業者選定して、またその引いた後にこのくじを3つの中から選んでやるというふうな方法をとっているよということで、最近国頭村ではそういうふうな状況になっているようです。やはりそういう面ではしっかりと、そういう疑問を持たれないような形でやっていかなければいけないんじゃないかと私も思っておりますので、その辺について、指名入札審議委員会のほうでも検討するように、ちょっと指示はしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村長が今言われた答弁について、9月議会でも私が名護の要綱の説明をしました。村長本人が国頭でもやっている、ということでも検討したいと言っているけれども、また同じことを言っているじゃないですか。何を検討したんですか、この間。12月議会だから、次に3月議会には要綱が期待されるだろうということで私はあえて載せたくもない、この議会だよりにあんな記事を書いたんですよ。検討すると、返事がもらえれば出ませんでした。それから警察もやる。そしてさらにこの会計検査の情報も入ってくる。さらにまた、村民からあの業者は、今の村長になってから入っているんだよと。なぜ村の職員はチェックできなかったのか、監督責任だというふうな形であって、これこそ癒着ですよ。それもまた検討するというので、本議会でやっていく方向で進めますというぐらいの回答をもらえませんか。



○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、言葉にはちょっと気をつけてもらいたいね。癒着とかそういうふうな言葉はね謹んでもらいたい。総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、お答えいたします。

やはり議長のほうからもありましたが、村のほうにはそういった情報というのは一切、不正な情報というのは入ってきておりません。何も検討していないわけではなくてですね、村長の最初の答弁でもありましたが、前回の吉浜議員の事前公表、また最低制限価格の複数設定につきまして、事業課と検討いたしましたですね、やはり事前公表については村長のほうからもありましたが、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限されることや落札価格が高止まりになること、あと業者の見積り等の努力を損なわせること等、談合が一層容易に行われる可能性があるということで事前公表は行わずですね、しかしながら、吉浜議員から提案のあった最低制限価格の複数設定方式につきましては、今現在、北部のほうでも予定価格の事前公表を行っているのは名護市のみでありまして、しかしながら、最低制限価格の複数設定につきましては幾つかの市町村のほうで行っているところがありますので、そこら辺は勉強しながら、継続して検討していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 検討がずっと長引いているので、この結果はいつできるかというふうなことと、それから今、議長から言われた癒着の問題が出ているものですから、午前中の質問でこのLEDの工事の監督責任は、言われたんですけども、この執行した職員が、そして検査員がこの手抜き工事を見抜けなかったのかと。それこそ問題があるんですよ。報告もなく、ただ国の会計検査で初めて分かったのか。だから私は癒着とかと言っているんですよ。このチェック管理機構、そして発注者との関係も、そういうことで基本的にある問題がクリアできなかったということですので、引き続き、3月議会で、4月からスタート切れるように頑張ってください。

それとあと、時間もかなり厳しいですが、こども医療費の問題についてお聞きします。教育長から言われた指導を、カードを配布して保護者に対して指導していくということでしたけれども、私が歯科診療所や父兄に聞くと、部活とか、それから親が忙しくて連れていけないんだとかいろいろあります。それで私もあちこち聞いたんですけど、それで前、旧大宜味小学校で学童しているところが学校に迎えに行くのを見ていたものですから、あなたたちはどうしているんですかということをやったら、学童で預かっている子は歯科診療所へ送迎でやってもらっているそうです。歯科診療所もそういう話はしているんです。もし学校側から、保護者が忙しくて行けないとか、日程調整すれば、1回目は保護者が行けるかもしれませんけれども、次からは予定を組んで学校に迎えに来てもらってやる診察方法があるんじゃないですか。とても、村長が英断を下して窓口無料化をここまでやっているのです、今ある部分ではそういうふうなことをやっているのです、ぜひ検討していただだけませんか、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） ただいま吉浜覚議員の提言、非常に参考になりますので、今後は学校、保護者と、あと歯科診療所と連携して、早いうちに手を打てればと思っております。学校保健委員会としても歯科診療所の先生から、虫歯の治療に関してコメントをいただくことになっています。それを全児童生徒に配布して、対応していきたいというふうに考えております。今の送迎関係に関して、非常にいい提言でしたので参考にさせていただいて、実行できるように努力していきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) じゃあ、教育委員会ぜひ、学校と連携してやっていただきたいと思います。

それからシークワサーの価格設定の件なんですけれども、私も県からいただいたんですけれども、県の収益事項で、指針では確かに113円となっております。それでシークワサーブームと言われた時期に村が策定しているものがあるんですが、私、表だけの資料しか持ってなくて、そのときに生産額がキロ当たり200円、250円、300円、そして200円の場合には10年木から基本的に黒字になっているということになっているんですよ。そうしたらこの県の指針が、今1本から29キロ出るとか、そして県の生産額はキロ当たり113円になっています。こんなばらつきがあるので、私もまだチェックの途中なんですけれども、今、1本低木仕立てされていないものでは200キロとか、そして低木仕立てやっっているのが、元気のある成熟した木だと100キロ超すというようなことがあるんですけど、このシークワサークガニの里で、大宜味村で一番量の大きかったものが、元の村長で500キロ、1本の木から出たという表現もあるんですよ。だからこのばらついた情報をね、きちんとやるためには村の指針を、このシークワサーブームのときと同じように、早急に策定していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(花田義徳) 吉浜議員の御質問にお答えします。

実際ですね、沖縄県の平成25年度版の指針があります。こちらの指針の中にですね、実際には地域、作型、栽培方法、品種、土壌型など、異なるデータによって変わるという形で、あくまでも経営の目安です。実際にはその土地に合ったもので利用対象を決めていただいて、データを入れてほしいということになっています。あくまでも目安なので、村としても県の目安がつけられるのかなと。ただ、場所によって異なるという形で、村としてもつくるにはちょっと難しい部分が出てくるのかなと。再度、県のほうとも確認しながら、村独自でつくれるか検討したいと思います。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) ありきたりの回答だったんですけれども、過去に村もつくっているんですよ。だから地域によって、農家によっても違うけど、基本的な指針というのはこれが標準ですよ、これが目標ですよということぐらいのものでいいんじゃないかなと思うんですよ。過去には200キロで売った場合、250円で売った場合、300円で売った場合の、この収益総括表は私あるんだけど、積み上げたものがちょっとなくてね、積み上げたものからこれ出してあります。過去に出した経緯がありますので、それを再度つくって、またシークワサーで村づくりをやっけていけたらなと。今年は全量買うんだというようなことをやっていますので、それを追い風として再度検討してもらいたい。何でほとんどの加工施設が全量買おうというのは、去年の在庫がほとんど売れたからということになっていますので、よろしく検討をお願いします。再度答弁をお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(花田義徳) そうしたらですね、沖縄県のほうの指標もありますので、過去のデータもあるということで、再度検討したいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 2時30分)

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） がんじゅうおおぎみの策定について一般質問を行います。

村民の生涯を通じた心身の健康づくりを総合的に推進するために「健康大宜味21計画（第二次）」及び「大宜味村食育推進計画」、「大宜味村自殺対策計画」を一体的な計画とした「がんじゅうおおぎみ」を策定したとありますが、平成17年6月に食育基本法が制定されたが、前文に、二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関する人々の様々な活動への感謝の念や「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題である。ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定するとあるが、「大宜味村食育推進計画」策定も、食育基本法に基づき、国や県の計画との整合を図りつつ、食全体の豊かさを目指した計画を策定するとあるが、具体的な計画はあるのか、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

大宜味村食育推進計画については、国の第3次食育推進基本計画及び県の第3次沖縄県食育推進計画との整合を図るとしてありますが、両計画においても、近年の食育に関する取組を関係者の連携・協働の基に、総合的かつ計画的に推進するとしております。

これらの動向を踏まえ、本村においても、心身の健康の源である食をテーマとした取組を行っていくものであります。なお、具体的な計画については、本計画書において、3つの基本目標と6つの推進施策がございますが、推進施策それぞれに記載されている、主な取り組みが具体的な計画に当たるものとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長からいろいろ答弁があったんですが、これはこのがんじゅうおおぎみの中に大体組まれている答弁であるので、このがんじゅうおおぎみができたこと自体が、この長寿村復活をぜひ、大宜味村が日本一に返り咲いてほしいということで一般質問を2回ぐらいやっておりますが、このがんじゅうおおぎみができたことで、長寿村復活への入り口だと思っています。ぜひこれにはいろんなデータも取り入れて、計画から理念からいろいろ掲げられているんですが、ただこれに目標

とか、必要がありますとか、思われますとか、こういうことしかうたわれていませんので、だからこの中身は一目瞭然で分かるんですが、じゃあこれに対してどういうことをやれば、これに書いてあるとおり結果が出てくるのかという、この具体性を今日は聞きたかったんですが、その辺が、何か考えがあればお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

食育基本計画に関しましては、今年度はコロナの影響もありましてなかなか進められない部分もございますが、こちらは先ほど申し上げましたとおり、主な取組、各団体というか、主体別に例えば行政がやるべきことはこういうことです。また学校現場がやることはこういうことです。村民がやるべきことはこういうことですというようなこと取組を掲載しておりますが、今の役場としての取組としては、主に広報紙で、今回食育基本計画だとか、健康増進計画の策定もありましたので、広報紙でこういった内容について周知を多めに行っている状況であります。また、住民健診においてもこれまで栄養指導というものはある程度リストアップして優先順位を決めてやっていたところではあるんですが、今年度から住民健診を受けた方は全員を対象に栄養指導のほうも行って、食育の推進に努めているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 先ほど村長から答弁のあったこの食育基本計画の中に、幾つかの計画のあれがあると聞いたんですが、理念等施策ですかね、やはり国の基準にも基本理念が、7つの基本理念と7つの基本施策がこういった食育基本法の中にうたわれているわけですね。そこでちょっとお伺いしたいんですが、この食育基本法が制定されたのが平成17年であって、その中で市町村食育推進会議を置くことができるということで、33条にうたわれているんですけれども、平成17年に制定されて今までこういった食育推進計画とか推進会議を持たれた、組織的なものはあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

こういった会議については、これまで持たれた経緯はないと私のほうでは捉えております。そういう会議はございませんが、食改のほうのグループ活動とか、そういったもので村のほうとしては進めてきたところがございます。今後についてもグループ活動を強化しながら、議員からお話がありましたそういう会議のほうも必要であれば、また検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 食育基本法にもこの推進会議を置くことができるということでありますので、ぜひその中でこういった推進会議も取り組んでもらって、その中で大宜味村の食育について検討してもらって、ぜひ健康長寿日本一に復活するように計画を立ててもらいたいと思います。その食育基本法も、またいろいろ国のあれも、施策というよりも、管轄1か所と思えば最初は、これは内閣府だったか最初は、そこから分かれて農林水産省と文部科学省、両方の食育に対する考えがあるわけですね。農林水産省では食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものと定義されている。これ文部科学省では子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることと定義されているんですが、食育基本法の中でも農水省と文科省との中で比べてみると、一目瞭然に文科省というものは学校で給食が出されて、ただ食べるだけではなく、そこでこのものがどこでつくられて、どういう方

たちがどういうふうにしてつくって持ってきて、これを正しく食べて、どういうふうな姿勢で食べるのか。マナーもですね、これもう教育委員会ですので、こういった給食の中で食育の教育というのもあるわけですね。今もう、給食では献立表もあってやられていると思うんですけども、そこで食べ方のマナーとか物のできた過程とかを、これも学校でも家庭菜園みたいなものをつくって子供たちに教えているところもあるんですが、もう少しそこから食べることの大切さというのをもう少しきちんと教えてもらいたいと思います。

そこで食育に対して、私たちが本当に、大宜味村も高齢化でありますので、今、単独世帯が、この資料から見ると平成27年で、これは6ページでしたか、6ページに健康大宜味21の中にあるんですが、何ページでしたかね。467名とあるんですが、これは平成27年の資料で、現在はどのぐらいになっているか、分かる範囲でいいですから、お答えをお願いしたいと思います。1人世帯ですね。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

すみません、この平成27年というのがですね、たしか資料では5か年ごとの数値が載っていたと思いますが、国勢調査の人口を基に数字を出しておりますので、今回令和2年度に国勢調査を行っておりますので、また来年以降こういった数字は出てくるのかなと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この食育のガイドラインも国のほうから出されて、このガイドラインにも地域高齢者などの健康支援を推進するために、配食事業において望まれる栄養管理について事業者向けにつくられたものであり、平成28年度9月に閣議決定された日本一億総活躍プランでガイドラインを作成し、2017年度からその内容に即した配食の普及を図ると示されておりますので、そこで地域高齢者とは自宅などで暮らす65歳以上で、医療施設や介護保険施設に入所して、医師や管理栄養士などの栄養管理を受けている人を除くとあります。そこで65歳以上とあるんですが、このガイドラインには地域高齢者と同様に健康支援が望まれる65歳未満の人も対象にしているということでもありますので、ぜひこの配食サービスというものを、これは大宜味村の高齢者等への配食サービス事業実施要綱というのが平成10年3月31日に訓令第6号で制定されているわけですが、そこにも目的に大宜味村高齢者事業配食サービス事業は日常生活に支援のある在宅の要援護老人等に対し、配食サービスを通して食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認を行い、もって在宅福祉の増進を目的とするということで、高齢者サービスの事業要綱もちゃんとあるわけだし、そこで今現在、こういった配食サービスはされているのか、それがあるのかその辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

佐一議員のほうから御質問があった件については、要綱は確かにございまして、以前社協のほうで実際やっていたものなのかなと思っております。たしかこれは週3回か4回程度のを自己負担300円でやるという事業だったと思いますが、今私どものほうにおきましても、まだ確定はしていませんが、令和3年度の事業として介護保険事業の中で実施できないかということで予算要求をしている段階で、まだ確定はしていませんが、進める方向で考えております。ただ、介護保険の地域支援事業の中で行っていくものですから、65歳未満が対象にできるかどうかというのは、またちょっと難しいかもしれないんですが、検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この配食サービスについて、今、一心福祉会がも村内へ弁当の配達をしているんですね、300円で。それを今、村内で9か所しかないみたい。1か所に3個から5個ぐらい置くことで、多くても14個ですね、その配達をしているそうであります。またビジターセンターにおいても、配食は現在1件がなされて、例えば大宜味村からこういう要請が来た場合には対応としてどうですかということ聞いてみたら、対応はしますけれども、これは値段のよりけりということでありました。例えば1食だけをやるのかということでは、ちょっと割が合わない。10食以上あればこういったこともやっていいと、やはりそこで今一心福祉会もですね、これは私達の親もこれを利用していたんですが、300円で1日1食、大変いいあれだというふうに思っております。これをもう少し普及して、福祉会あるいはビジターセンターなどに配食のあれができるか、そこをまた、今は300円なんですが、村長これ補助して健康復活のためにも高齢者を元気づけさせるためにも、100円、200円補助して、安くでできるような方向に持っていければなというふうに思っているんですが、どうですかね、村長。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。どうしても財政問題が来るわけですが、今議員がおっしゃったように、大宜味村の、今実際に65歳以上が38%、人口になっておりまして、高齢者が本当に喜んでもらえるような仕組みは長としては当然必要だと思っております。そういう面ではやはりこれから大宜味村の健康復活、長寿復活をするためにどういうふうな仕組みがいいかということも十分検討しながらやっていかなければいけないと思います。今議員のおっしゃっている支援については、財政と担当課と調整しながら、できるだけ早い時期に推進できるようにしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私もこの中身で、条例などを見たんですが、今大宜味村にはこの自立支援の事業、食に関する自立支援ですね。今、大宜味村の条例では医療に関する自立支援のあれはあるんですけども、食に関する自立支援事業の実施要綱の作成等もしてもらってですね、名護市からももらったんですが、名護市もこういう食の自立支援事業を現在やっているわけですね。名護市の例を見ると、食の自立支援事業の対象者、ひとり暮らしの高齢者のみ世帯、心身の障害により調理が困難なひとり暮らしの方で、例えば850円の弁当を、これは事業の委託先に委託しているんですけども、弁当を、弁当屋ですね。そこに850円のを市が500円、本人が350円、食の自立支援事業に対してやられているわけですね、1食当たりですね。利用料金が1食当たり350円なんですが、1食当たり350円というのは住民税非課税世帯は350円、住民税課税世帯が450円というふうに、これは利用回数は1週間につき10食までというふうに食の自立支援事業をやっているわけですが、こういったことを参考に、あまり年いくとつくるのもおっくうになってくるし、ぜひ栄養のある食を配って、元気づけてぜひ目標の長寿日本一に返り咲いてもらいたいと思います。

あと、最後に聞きたいのがありまして、食育推進会議の、最後にPDCAサイクルのイメージというふうにあるんですが、その中でチェック検証ということで中を見ると、評価検証については村民アンケート調査ということであるんですが、このアンケートについて、ちょっと私いろいろ疑問があります。これまでいろんなアンケートを村としてもしてきたんですが、実際に出した件数は少ないわけですね、何にしる。だからそこでお願ひしたいのはこのアンケートを、食の配膳の対策に対するあれはどうです

かということもぜひ募ってですね、これは直接郵便出して返事をもらうんじゃなくて、地域には区長もいるし民生委員もいるし、そういった人たちを利用して直接確認してのアンケートの結果を求めてほしいと思うんですが、その辺どういうふうに考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

がんじゅうおおぎみについては、食育計画だとか自殺対策計画もそうなんですけど、基本中間年数というか、目標年次は5年後、またその5年後もどうなっているかというのを追っていくんですけども、5年に1回程度を想定はしていたんですけども、そういうものが必要であれば、毎年やるというわけにはいかないと思いますけれども、民生委員等をお願いしてできたらなと思います。今年度においても、介護保険事業の事業計画だとか障害福祉の事業計画においても、民生委員をお願いして回収率も大分高かったところもありますので、今後アンケート調査の際に、あまり負担のかからないように毎年というわけにはいかないんですが、ちょっと年を置きながらやっていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） もう一度、最後にこのがんじゅうおおぎみ、ぜひこの目指せ健康長寿世界一というタイトルのとおり、ぜひすばらしい中身のデータの的なものもあるし、これをもう一度詳しく分析して、ぜひ大宜味村がまた日本一の長寿村になることを祈って終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

---

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 質問いたします。

村道腰間線のガードレール設置について。

前回は質問しましたが、再度答弁に対し伺います。

村は、腰間線についての事業採択に向けて沖縄県とヒアリングを行っているとのことですが、どこまで進んでいるのか。

交通安全対策特別交付金を使いガードレール設置を視野に入れながら、早い時期にガードレール対策を考えると書いていましたが、どこまで進んでいるのか。以上伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目については、現段階では、まだ始まったばかりで、概算要求を行うか、どの事業での採択が最良なのかを見極めているところでございます。

2番目については、交通安全対策交付金を視野に入れながら考えたい旨お答えしておりますが、補助事業との絡みがありますので、再度検討している段階にあります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 前回はこの質問をし、令和元年12月1日の議会だよりには一般質問したのが記載されています。喜如嘉山山へ行く村道腰間線は、亀裂が多く急カーブがあり対向車とすれ違うときは怖いという声があり、このような声がまた今度多くありました。6月からですけれども、6月から11

月までの短い間に7名の方の必死な訴えがありました。一人の方は対向車に出会い、すれ違うときに左下に、上るときですね、左下に傾いたので怖かった、乗用車ですれ違いではあったけれどもひやりとしました。もう一人の方は山に住んでいる方が福祉器具の注文があり、これは名護の方ですけれども、そこへ向かうと軽トラックとすれ違い怖かったとのこと。前に何度か山の友達の家を訪ねたが、久しぶりに訪ねたが、この山の左側を運転しているとこんなに怖い道だったのとか、山に住んでいる方々も慣れているようだけど、まだ怖いとのことでした。今は特にシークワサー出荷の時期で軽トラックにシークワサーをすれ違った車も多い、すれ違いも多く、これが大型車だったらどうなるでしょうと考えるだけでぞっとするという言葉がありました。声がありました。この腰間線は山に上るとき、左下が崖っぷちになっています。山に登ると左下が崖っぷちになり、何か勾配が大きくというのかずっとこういう感じで山まで勾配が長いというのがひどいというのか、長くあり、とても怖いそうです。下りは山手側になりますのであまり怖いことはない、もちろん対向車があったら怖いですけど。7名の訴えを聞き危険を感じました。8年前には崖っぷちから落ちて亡くなった人もいました。何かあると役場の責任も問われると思います。一日も早いガードレールの設置と、道路のへこみ部分を、道路のガードレールをして、道路、ガードレールの下にへこみがあって、また行くとへこみがあります。この道を一日も早く直すこと、修繕することを再度そのことについて質問し、私の質問を終わりたいと思いますけれども、一日も早い、とにかく喜如嘉の道が勾配になっていて、本当に上ると落ちそうになります。それが非常に声が多いものですからとても心配しているところです。以上を聞いて、再度伺って私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 御質問にお答えしたいと思います。

まず村道腰間線、地形状況を考えてなかなか厳しい道だと我々も認識しているところでございます。県のほうとのヒアリングを行うのに当たり、どうにか早い事業採択ができないかということで御相談をしておりました。そのときには公共施設の事業債、起債を使った事業はできないのかということで、そのほうにトライをしたわけですが、そのときにまた計画の策定が必要だと。その計画策定についても単費、そういうものがかかるという話の中で、早い事業採択に向けたものを、その起債であるところに関しては今のところ断念しております。その後、今、根路銘上原線の後に社会資本あたりでやっていこうかなとは思っているところですが、みんな御存じのように根路銘上原線あたりもなかなか進まないような状況です。

一つまた、腰間線の特徴として用地の確保がやはり厳しい、以前から私村道を担当しておりますけれども、村道担当のときには用地がなかなか保存登記がされていない部分、そういうところでもかなり厳しい部分があるということで、今現在、用地選定、今の道路の路線沿いの用地の確認をしております。それを踏まえて事業化に向けて行っていきたいと思っておりますが、先ほど議員お話されているように、上りに関しては左側は谷間になっており、かなり厳しい道だと思っております。ですからこそ、工法選択とか路線の確認をしながら、今事業化に向けてやっていこうかと考えております。

その中でやはり危険箇所の対応でございますけれども、へこみがある、路面に亀裂が入って乗用車ではちょっと、車の腹がつくようなところもございます。そこら辺に関しては単費のほうでどうにか通れるような形に持っていきたいと考えているところです。

あと村長の説明の中にもありましたように、ガードレールのみ直そうとすると、交通安全対策交付金



事業というものがあるわけですが、交付金を使うとなると補助事業になりますので、これも、補助事業が二重になった場合は返還あたりが出てきます。ですから、この交通安全に関しても慎重に扱っているところですが、そこら辺も視野に入れながらという話を以前の議会で私答弁をしております。この交付金を使うとなると、次道路改良が難しくなる。そこを踏まえて我々のほうも危険箇所をどうにか事業採択まで持たせる意味でも、現場を確認しながら、少しずつ直しながら、事業採択を早めに行えるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、課長が説明したとおりに早めに対策を取りますけれども、しかし、今聞きますとやっぱり交通事故とかで生命にも危機感を感じるような事案もあるようでありますので、その辺、へこみとかあるいは段差があるところも確かにあります。それをですね、やはり補助事業を入れてのガードレールの設置とかカーブミラーの設置というのは非常に厳しいわけなんですけれども、できるだけ単費ですぐにでも現場を確認して、対策を取りたいと思います。実は根路銘の海岸、河川沿いにガードレールが腐って危ないというときに、トンブロックを置いて対策を取っている場所があります。そういうふうな形でもやっぱりやる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。村の財産としてトンブロックが幾つかあるみたいですから、その辺を活用してガードレールが設置できるまでは、やっぱりその事業を投入するまでにはこういう対策も必要かと思っておりますので、この場で言いますけれども、今年いっぱい、今年度中にはぜひその辺の対策も取っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。

（午後 3時17分）

## 令和2年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和2年12月16日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年12月16日 午前10時00分)

散 会 (令和2年12月16日 午前11時11分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第56号	公有財産の処分について	質疑委員会付託
2	議案第57号	財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）	質疑委員会付託
3	議案第58号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第59号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
5	議案第60号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
6	議案第61号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
7	議案第62号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
8	議案第63号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
9	議案第64号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
10	議案第65号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
11	議案第66号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
12	議案第67号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	質疑委員会付託
13	議案第68号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	質疑委員会付託
14	議案第69号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑付託省略
15	議案第70号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑付託省略
16	議案第71号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質疑付託省略

---

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第56号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第56号 公有財産の処分についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。
- 4番（友寄景善） 二、三点お伺いしたいと思いますが、議案説明書の資料2ページをお願いしたいんですが、その中に処分しようとする理由の中に一心福祉会からの払下げ要請によるということがありまして、この要請書を見ると日付が令和元年6月14日、今年の6月じゃなくて去年の6月14日になっているんですね。1年半以上も提案されていないんですが、その間、何か理由があったのか。行政としては迅速に判断して対応すべきではずだけれども、長期間を要して、今になって議案として上がってきている。どういう事情があったのかお尋ねしたいと思います。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） お答えいたします。

以前に議会のほうでも一般質問がありましたが、実際には1回目の要請が平成30年10月にも出されておりましたが、そのときには全く対応しておらず、一般質問後、令和元年6月14日に改めて、改めてというか再度の要請がございました。その後、実際に払下げを行うかどうかの検討を行う期間として、その期間を要したというところもありますが、実際に払下げ要請の中では、現在賃貸借を行っている6万㎡に対しての要請がございましたが、法人のほうと調整していく中で、やはり面積を改めるというんですか、今現在、仮に3万5,000㎡以内ということでやっておりますが、そこら辺の面積の調整であったり、払下げによる価格の調整等に要した期間ということで、その期間、現在に至っているところでございます。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。
- 4番（友寄景善） 検討にそれだけ時間を要したと。これだけ大きな土地ですから慎重を期すのはいいんですが、やはり行政としてはもっとスピード感を持ってやってもらいたいと思います。

この処分しようとする理由、払下げ要請によるということなんですが、これだけでは議論できないんですよ、ただ払下げの要請。議会としても村から、執行部から提案があったから議決します。そういうことにはならないと思うんです。村はそれなりに提案する理由があるはずなんです。一心福祉会から払下げ要請があったら、村としてはどう考えるか。どのようにしてこの土地を利用してもらいたいのかというふうな方向性、考え方があって議会に提案するはずなんです。これを何も無いままに、ただ払下げ要請があったからということで議案が上がったら、議会としては議論できないんですよ。今回だけじゃなくて、議案の提案の仕方についても、執行部はもっと研究して議会で議論できるように、村としての考え方も具体的に示して、その上で議会で議論して議決を諮っていくというふうな手順じゃないと、ただ払下げ要請があるから議会に上げました。議会はじゃあ、執行部から提案がありましたから議決しましょうかということにならないと思いますので、そこら辺を丁寧に村はどのように考えて、どのようにしてもら

いたい。一心福祉会にもっと福祉の向上、村の発展のため、いろいろな活性化のためにやってもらいたいから払下げしたいとかね、払下げしてそのためにやってもらいたいとか、そこら辺の考え方があるはずなんです。そこら辺もちゃんと示した上で提案してもらわないと、議会は判断するには、ちょっとこの資料では不足ですので、今後、今回も含めて提案する場合には村の考え方、なぜこうなったかということを示して提案していただきたいというふうに思います。

あとですね、ちょっと具体的になりますが、私、総務常任委員会ではないのでこの場でお尋ねしたいと思いますが、資料の5ページ、契約書（案）ですが、これから議会の議決を経たら正式に締結すると思いますが、5ページの第11条、利用制限等についてです。ちょっと読み上げます。乙は、所有権が移転した日から起算して10年間、云々いろいろあってですね、この10年間は売買物件の所有権を第三者に移転、または貸してはならないというふうな文言があるんですね、利用制限等、この契約書自体がどこかのひな形を参考にして作成されたと思いますが、この第11条、利用制限等、じゃあ10年経過したらこの土地は何にでも使えると。逆に10年後は何でも使っていいですよと言いかねない、そういうふうな判断をするわけですね。ですからこの条項については、私は強いて入れる必要はないんじゃないかということもあります。もちろん一心福祉会はそれだけの、やはり40年になりますし、大宜味村のために、大宜味村の福祉向上、そして地域の活性化、村にとっても本当に存在感があって、今はもうなくてはならない存在だと、非常に大宜味村でも重要な地位を占めている法人ですので、この土地を譲渡してもらって、ほかに転売するとかそういうことがないと思いますが、そこら辺は10年後には何にでも利用できるということなものですから、そこら辺は非常に私が気にしているところです。

それと利用制限じゃなくて利用目的ですね。契約書の中に利用目的も明記したほうがいいんじゃないかというふうに思います。この利用目的については、福祉法人のほうから資料の8ページにあります。利用目的は、第一種社会福祉事業を行うため、あるいは第二種社会福祉事業を行うためと明記してあるわけですから、この利用目的も担保するためにも、これは新たに条項に設けているのが確実にこの土地を利用するために必要じゃないかという思いがします。というのは、過去に大宜味村の山林も払下げで、目的外に利用されていることがありますので、一心福祉会はそういうことはないと思いますが、そこも含めて利用目的という条項も入れて、きちんとこの土地が第一種社会福祉事業、あるいは第二種社会福祉事業のために、そのための敷地として直接利用するというようなことをうたったほうがいいんじゃないかと。今後社会情勢はどうなるか分かりませんので、この土地が目的以外に転用される可能性もないとは言えないわけですから、そこら辺は担保する意味でそういうふうな条項も入れるべきじゃなかったかなという思いがしました。そこら辺また総務常任委員会のほうで議論していただきたいと思います。以上、終わります。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、最初のほうの提案理由に関しましては、議案書のほうでは通常どおりの提案理由として、補足説明といたしまして、平成5年に買い戻したときの目的ですね、福祉事業に供するところのほうからも申し上げましたが、やはりその目的で法人のほうは使っていくだろうということでの要請に応える、検討の課題としてはそこら辺も議題となったところでございます。

また契約書に関しましては、今現在、案として添付しておりますが、先ほどの11条の利用制限と、あと利用目的の追加のほうですね、買取り、買い戻した経緯としても福祉に供するように使用していくということでの買い戻しだった経緯もございますので、そこら辺はまた議決を経た後、本契約を結ぶ前に

再度検討して付け加えるところは付け加える、また外すところは外すということで、また本契約のときには検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 一、二点だけちょっと確認だけ取っておきたいと思います。

大宜味村字津波1971番地35の評価額を教えてください。まずこれが一つです。

登記項目の雑種地という理由を教えてくださいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今現在の評価額というのは固定資産税の評価額だと思うんですが、今現在、資料を持っていないくて、委員会のときまでに準備したいと思います。

また、地目のほうの雑種地につきましては、現在の登記、地目のほうが雑種地であることから、そのまま登記地目として掲載しているところがございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今まで何度も質疑しているうちにですね、いろんなことを。いつも資料を持っていないからということが多いんですよ。やはりある程度そういう議案が出るときには、それだけの資料は準備しておいてもらいたいと思います。

実際、私、村のホームページから調べてみたんですけども、1971番地の枝番全てが山林になっているんですよ。ホームページの中ですね、全て山林になっています。この山林というのは、結構この一心福祉会の建物とかたくさんありますから、枝番35でも、これがなぜ山林になっているのか。今この資料では雑種地となっています。大宜味村の土地事務取扱要領では、宅地とすべき土地とあるんですよ。建物の利用を種とする敷地で、建物敷地以外の部分が建物に附随する広場、庭園、通路、駐車場などに過ぎないと認められるときはその全部を宅地とするとあるんですよ。じゃあ、なぜ宅地に登記しなかったんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 現況としては宅地を含まれる部分もございまして、また駐車場とかのほうは雑種地というふうな現況となっておりますが、今掲載されているのは先ほど申し上げましたが、登記地目での掲載となっております。現況に関しては、確かに施設の建物が建っているところは宅地の現況であり、駐車場のほうは雑種地だと思います。登記、雑種地に地目変更した経緯等は、現在、平成5年に買い戻したときにその地目になっていると思うんですが、その経緯については調べておりません。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、私が言った宅地とすべき土地の話をやりましたけれども、駐車場はどうかの、駐車場も含むんですよ、その宅地に。もう一度読みますよ。建物の利用を主とする敷地で、建物敷地以外の部分が建物に附随する広場、庭園、通路、駐車場などに過ぎないと認められるときはその全部を宅地とするんですよ。とりあえず、また委員会もありますから、委員会でも質疑をしたいと思います。ただし、私は委員長ですから質疑はできませんので、休憩時間にたくさん聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） やっぱり一心福祉会に対しては、いろいろ村内の皆さんに対して大変貢献されていると思って感謝しかありませんが、いろいろこの議案、提案について聞きたいことがあります。

この払下げ要請を見ると、先ほど総務課長から話があったんですが、この払下げ要請地が療護園、えすの里、やんばるの家、総面積が6万㎡とあるんですが、この議案書には3万5,000㎡以内とあるんですが、この要請書の添付資料の地図を見ると黒塗りされているんですが、えすの里だけは黒塗りされていないんですが、この黒塗りされているところを払下げするのか、この要請はえすの里から療護園、やんばるの家、3か所全であるんですが、これが6万㎡、議案書には3万5,000㎡以内とあるんだが、どこどこを払下げするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

6万㎡というのは最初の要請時に6万㎡の要請がございました。現在、賃貸借を行っている面積も6万㎡でございます。実際に払下げの調整を行う中で、やはり必要面積としては6万㎡から現在敷地造成した部分のみを払下げしたいということでのものがございます。3万5,000㎡以内で契約をし、また2ページのほうには3万4,602㎡という数字がございますが、法人において仮契約を結ぶ前に、やはりある程度簡易的な測量を行って、10ページのほうの資料を見ていただきたいんですが、えすの里の現在建物が建っている敷地、やんばるの家の敷地、一心療護園の建物が建っている敷地とプラス、法人のほうで造成を行った駐車場及び原野という、この4つの面積合計で3万5,000㎡以内での契約を予定しております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃあ今説明したとおり、このえすの里、やんばるの家、一心療護園、そしてその周辺の駐車場及び原野というところで、その3か所を合わせて3万5,000㎡以内ということですか、今、面積あるということですか。じゃあ、これ申請書はこの6万㎡というのは、今これを借りている全ての面積を合わせて6万㎡ということですか。

それとですね、先ほどこの地域はホームページから見ると、先ほどの質疑で山林とあるんですが、これは山林であれば、この払下げ方法が違うと思うんですが、この大宜味村の村有林野払下げ条例があるものですから、その辺の絡みとはどうなっているのかですね、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 村有林の払下げ要請に関しましては、やはり目的が農業に寄与するものが、その条例にのっとってやる部分だと思っております。この部分に関しましては、先ほども申し上げましたが、登記地目が雑種地であって、現況でも宅地及び雑種地というところから公有財産の処分ということでの捉え方をしております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） だから先ほどからこの質疑等を受けて、山林なのになぜ雑種地にしたということで、こっちでまた疑問を持つわけですよ。村有林野払下げ条例に基づいて払下げすれば、こういう個人対個人はできないわけなんです。そこをできないものだから雑種地にしたのか、その辺はどう考えているのか。そしてこれは地方自治法第238条第1項、この公有財産としての不動産とあります。この不動産についてはどういうことを示しているのか、その辺ちょっと分かればお願いしたいと思うんですが。この不動産というのはやっぱり動かぬ土地、土地を示しているわけです。土地ということは、これは公有財産であろうが、払下げ用地であろうが、全て土地なんです。そこを含めて公有財産という考

え方を捉えているのか。この山林と、山林であればこういう扱いはできないものだから、先ほどのいろいろ質疑を聞くと、なぜ地目を雑種地にしたかということは大体見て取れるわけです。払下げ条例に基づかないでこういう契約を結ぶことができるということであるので、その辺をはっきりですね、この地目の変更についてもはっきりしないとですね、これ納得いくようなあれできないわけですね。その辺ちょっとどういう見解を持っているのかお願いしたい。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この払下げ条例に該当しないように地目変更を行ったんじゃないかというような御質疑でございましたが、そこはですね、やはり地目変更を行ったのは平成5年の3月だと思っておりますが、その当時は、そういった法人のほうへの払下げとか、そういったものは要請等もございませんし、今現在、令和になって払下げのほうを行っておりますので、意図的に払下げをするために地目変更は行っていないものだと思っております。公有財産につきましては、地目関係なく大宜味村の名義である、全ての財産を公有財産というふうに捉えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） すみません、ありがとうございます。ただいまこの答弁に地方自治法の238条における公有財産の第1項については、不動産というのは村有における全ての土地ということでありますので、山林であろうが、畑だろうが、全て今の答弁では含まれているということで認識しているんですが、これは実は去年の3月にこの払下げについて一般質問をしたんですが、村としては、この個人に対して、こちらは村有地払下げ条例に基づいて検討するということでもありますので、この条例にも公有財産処分、これは議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例に関しても明記はされていないわけですね、法人であろうが個人であろうが、その辺はきちんとこの条例の改正も、村有林野払下げ条例ももう平成10年ぐらいですかね、制定されてもう20年ぐらいあるものですから、その辺の改正も含めて今後やって、きちんと、いろいろ今回あったんですが、公正な公平にこれは村民に村の財産を分け与えられるようなシステム、きちんとした条例を制定してもらいたいと思いますのでよろしく願いしたいと思います。何か最後にあれば。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今現在、この処分を行うのはですね、公有財産の規則に基づいて、公有財産の処分としての捉え方をしておりますので、今、払下げ全てが公有財産の払下げに沿ってやるわけではございません。あちらのほうはやはり、林野の農業に供した目的での払下げのためにつくっているものであって、主となるのは公有財産の規則のほうの主となると思いますので、今後こういった公有財産の処分等に関しましても、その規則のほうの中で運用してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） いろいろ質疑がありましたけれども、質疑漏れの部分に質疑して、また委員会で説明していきたいと思います。

法人から出ている要請書ですね、これは説明資料の8ページ、要請書の記の上の2行かな、それにつきましては社会法人としての将来を見据えて、自立経営を確立するためにこの払下げ要請書が出されておりますけれども、利用目的として第一種社会福祉事業を行うため、第二種社会福祉事業を行うため、この土地を取得しないとできないのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。



それからこの説明資料の2ページにあります、(4) かな、処分予定価格又は時価見積額及び単価並びに価格算定の根拠、㎡当たり215円ですね。平成5年に取得した価格ということになっております。それで同じ津波山で宅地分譲地があります。あそこは坪3万円で分譲していると思います。それでその3万円で計算すると、この面積の3万4,602.24㎡は1万485坪になります。3.3で計算しています。それで3万円で掛けると3億1,455万円になります。この販売価格の743万9,481円をさっ引いた額、差額が3億711万519円になっています。先ほど宅地の意味合いが大きいと、現況は宅地だと私も認識しておりますが、この差額をどういうふうに考えているのか、その辺また委員会の中で提案していただきます。それでまず根拠提出する前に、いかにしてそういうふうな考えでこの議案を提案したか、さっきの目的を達成するために土地を購入しなければならないのか。そして何で㎡215円で単価設定しなければならないか。その辺を聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) まず、払下げに至った経緯でございますが、法人からの要請もございしますが、現在この6万㎡につきましては賃貸借を行っており、今後、法人としての将来的な財政負担等も考慮して、自立的経営を確立していくために取得を行うということでの経緯があって、払下げの要請が行われたものだと思っております。今、吉浜議員からありました宅地相当とすると、分譲地の価格からすると3億以上なるということでのお話がございました。国有地を払下げた時点では、やはり現在のような現況ではなく、直近では一心療護園のほうから田港のほうから津波山のほうに移る場合においても造成費というのは法人のほうで持っている経緯がございします。今現況に費用をかけて行ったのはあくまでも法人であって村のほうではないものですから、今の現況で評価を行って価格にするというのはすぐわなないんじゃないかということで、やはり買い戻した価格の215円のほうで払下げを行うのが妥当ではないかということでの価格設定となっております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 自立経営を確立するためということは、法人が言っているんですけども、そして私が質疑したものに答えていないのが利用目的ね、第一種社会福祉事業を行うため、第二種社会福祉事業を行うためにこの土地を所有していなければできないのかということは聞いているんですけども、村としてどのように捉えているのか。再度、この件は説明していただきたいと思います。

それからこの法人が全て造成したみたいになっておりますけれども、行政もしていると思います。その辺の資料をきちんと委員会のときに価格の正当性を出していただきたいと思います。それは委員会でもいいんですけども、この社会福祉事業を行うための根拠は、この本会議で答弁をお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 必ずしも買取りをしないと、その事業が行われるわけではないと思いますが、先ほど申し上げましたが、やはり賃貸借となると将来的な財務・財政の計画というんですか、そこら辺を見積もる上でも取得したほうが将来計画のほうも立てやすいということから、その払下げ要請になったと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 確かに法人はそう言っているかも分かりませんが、村がどういうふうに判断したかということをお聞きから聞いております。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 村といたしましては、やはりこれまでの法人の村に対する貢献、そこはもう皆さん御存じのことだと思いますが、そういった法人から将来的なことを考えての払下げ要請でありますので、村としてもそれに応えていこうということでの決定になっております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。  
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第57号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第57号 財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この事業で展示ケース一式となっておりますが、中身の件は何を掲示してどのように購入するのか、その辺を説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜議員の質疑にお答えいたします。

この展示ケースの一式なんですけど、展示ケースの中に電気系統とかいろいろ入ったり、あと搬入設置とかいろいろありますので、そういったものの購入になります。また展示するものに関しましては、昨年度からこの事業が始まっておりまして、昨年度は人間国宝平良敏子氏の監修の下で、琉球王朝時代に江戸上りをやられていたときの資料がございまして、それで行われていた袴というものと、あとドゥジン（胴衣）、カカン（裙）という上下がある芭蕉布の資料がありましたので、それと同様同等のものを作成させていただいて、それが展示されます。また今年度におきましては、展示プラス体験用となる、体験ですので、やっぱりあまりにも重いものだと大変になりますので、軽めのもので、気持ち的にも軽めではあるんですけど、例えば観光協会やどちらかの団体がイベントを組みまして、米寿であったりトーチカであったり、百歳になったりとかでの長寿になったときにお祝いすると。そのときに写真とかそういったものを撮るといった体験のときに、その展示ケースから取り出して体験をするというような内容でやります。今年度は男性用が2着、女性用が2着、お子さん用が1着の5着を制作して、そういうものを交換で取替えながら展示をしていくということになります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、購入する話をしたんですが、購入が説明資料の13ページにある沖縄振興特別推進市町村交付金とか沖縄県町村支援事業費補助金で、一緒に中身のほうもこの事業に対処して同時に買えることはできないんですか。それとも単独予算でやるんですか、それもお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この事業に関しましては、一部村で出さなければいけないものがあるんですけど、それは説明板とか印刷的なものが今後必要になってくるので今年度、補正で上げさせてもらっています。ほかのもの、展示ケースのものであったり、あとは着るのもので、芭蕉布関係のものは全て国庫予算、沖縄振興特別推進市町村交付金と県の事業によって購入することになっております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第58号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この議案第58号についての提案理由、平成29年度沖縄振興特別推進交付金事業の市町村交付金減額等において、村に不利益を与えた責任を明確にするため、特別職の職員で常勤のものの給料を改める必要があるため、この案を提出すると。昨日、一般質問でも何名かの議員から質問もありましたけれども、あえてまた質疑したいと思います。

今日の新報にも出ておりますけれども、この1か月の減給という形に取られているんですけども、この件については懲罰委員会とかで諮って決めたんですか。それから村に対して不利益を与えて、明確にするということで給料を改める必要があると言っているんですけど、会計検査院は不当と指摘されたけど、村では不当と認識したのはその事前にはなかったのか。その2点をまずお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、最初の懲罰の話でございますが、これは分限委員会のことだと思ってお答えさせていただきますが、その分限委員会のものは職員に関するものでの判断でありまして、今回提案させていただいておりますのは特別職のものでありますので、そういった委員会等は開いてございません。

この発覚した時期についてでございますが、これまでの質問でも申し上げましたが、やはり検査のときに実際に安定性が保たれていないと分かったのはその時点でございます。しかし、現況自体は工事完了のときからその現況であったというのは変わりありませんので、本来であればその時点で気づくべきところであったんですが、その認識がなかったというところでございます。答えからすると、検査のときに実際にこちらのほうは分かったということになります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この不具合が分かったというのは、会計検査があったときに分かったということになっておりますか。それで何で事前に分らなかったかというのは、職員が大川の件とLED街灯の取替えの件があるんですけども、まずLEDの街灯の取替えの件、それぞれ設計書に基づいて委託した業者と立ち会って立てたと思います。それで一本一本みんな検査してから不具合は、検査すれば分かるはずだが、会計検査がやったから分かるんじゃないかと、職員もやって分かっているはずだけれども、その分かっているはずだけれど報告しなかったのか、それを伏せたのか。それで行政機能が十分機能を果たしていなかったということになるんですよ。検査監も通ってこうやっただと。昨日一般質問でもあったけど、そういう分かった時点できちんと指摘していたら業者はちゃんと直しただろうと。何で折半してからこの責任を追わないかというふうな問題があります。だから職員も知らなかった、担当官も。そしてただ会計検査のときにしか分らなかったということになったら、組織機能が機能していなかったと

ということになりますよ。何のために検査監もいて担当もいるのかと。それでその弊害がまた村の一般財源を使うとか、そういうふうなことまで出てきております。

それで今日の新聞にも石垣市長ら減給の可決ということで、石垣議会不祥事受けてと、最後のほうね、原因究明と市の管理体制を調べる特別委員会が決まったということで、この辺のね、ただ管理者としてのきちんとしていなかったから減給するということじゃなくて、やっぱり事の真相、究明をきちんと出すべきだと思うんですよ。どの時点で、何でこのチェックができなかったかと。ここに大きな問題があると私は思っているんです。だからその辺は委員会で質疑していきたいと思います。そういうことできちんと委員会では答弁できるように。そして、また新聞では3か月というふうな言及もあるんですけども、昨日も一月では足りないんじゃないかという声もありましたけれども、慣習というか、前例にならって一月だということも言っていたんですけども、その辺の信憑性も委員会では話していきたいと思いますので、ちゃんと説明できるようにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第59号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第60号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第61号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第62号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第63号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第64号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第65号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第66号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第66号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第67号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。

- 3番(仲井間宗利) 確認のために質疑をさせていただきます。

すぐ資料のほうで、説明資料でいいと思いますけれども、84ページの2款1項、修繕費、大宜味村LED防犯灯修繕費と書いておりますけれども、修繕というのは月日がたって出てくると思いますが、これはまだ施工して間もないと思いがたけれども、なぜ修繕費がかかるのか説明をお願いしたい。

- 議長(平良嗣男) 総務課長。

- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

こちらのほうの修繕に関しましては、昨日も一般質問で答えましたが、LEDの手直しにかかる部分の費用を修繕費として計上してございます。

- 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。

- 3番(仲井間宗利) 昨日からいろいろ一般質問が出ておりますけれども、請け負った業者はその金額で受けていると思うんですね。それをなぜ村が修繕費として出すのか聞きたいと思いがた。

- 議長(平良嗣男) 総務課長。

- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

この手直しの費用に関しましては、指摘を受けて、その費用全体額として1,042万6,900円の費用がかかるところを、やはり事業者側の施工不良の部分と、また発注者側の管理、監督不足ということから、2分の1ずつ負担するということでの、2分の1の部分修繕費として計上させていただいております。

- 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。

- 3番(仲井間宗利) 今、総務課長から手抜きとか、不備ということが出ております。先ほども出ておりますけれども、そういった請負をやった金額を、今まで、自分もそういう仕事をしてきたんですけれども、不備があったから、手抜きがあったからということで行政から出している記憶は、事例もないと思うんですよ。請け負ったわけですから。それをなぜ検査にかかったから出てきたとなっているんですけれども、そういう事例はないと思うんですよ。請け負ったわけですから、相手は。なぜそういうことが出てきたのかというのが非常にこっちとしてはおかしいんじゃないかと思いがた。そういう事例があるのかどうか聞きたいと思いがた。

- 議長(平良嗣男) 総務課長。

- 総務課長(知念和史) こちらの費用につきましては、やはり事例とかではなく、先ほども申し上げましたが、発注者側、村のほうとしても管理、監督が行き届いてなく、実際に検査のほうも完了しているところから、村のほうにも非があるということでの2分の1の負担のほうとなっております。

- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査  
することに決定しました。

---

#### ◎議案第68号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算  
（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第68号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査  
することに決定しました。

---

#### ◎議案第69号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第69号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決しま  
す。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第69号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略しま  
す。

これから議案第69号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第69号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第69号は、可決されました。

---

◎議案第70号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第70号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決しま

す。  
本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第70号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略しま

す。  
これから議案第70号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第70号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第70号は、可決されました。

---

◎議案第71号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第71号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決しま

す。  
本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。



(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第71号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第71号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第71号は、可決されました。

- 
- 議長(平良嗣男) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 
- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時02分)

- 
- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

#### ◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城邦彦議員、副委員長に宮城 貢議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎発言の訂正

- 議長(平良嗣男) 大城佐一議員から、先ほどの質疑の訂正の申出がありましたので許可します。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 大変すみませんでした。

議案第56号の質疑に対して、私は、大宜味村有林野払下げ条例の制定の日付がちょっと間違った日付を言ったと思いますので、正式には1968年6月7日の制定日であります。

以上のように訂正させてもらいたいと思います。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時11分）



## 令和2年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和2年12月18日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和2年12月18日 午前10時00分)

閉 会 (令和2年12月18日 午前11時00分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第56号	公有財産の処分について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第57号	財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）	委員長報告 質疑～表決
3	議案第58号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第59号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第60号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第61号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第62号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第63号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第64号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案第65号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
11	議案第66号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
12	議案第67号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
13	議案第68号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第56号～議案第66号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第56号 公有財産の処分について、日程第2 議案第57号 財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）、日程第3 議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び日程第11 議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の11件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 196 号  
令和2年12月18日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会  
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第56号	公有財産の処分について	原案可決 賛成多数
議案第57号	財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）	可 決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第58号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 賛成多数
議案第59号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第60号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第61号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第62号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第63号	大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第64号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第65号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第66号	大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました議案第56号から議案第66号までの11件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、財務課長、住民福祉課長、教育課長及び建設環境課長の出席を求め、12月16日午後1時30分からの審査予定を5分繰り上げて午後1時25分から審査をいたしました。

議案第56号 公有財産の処分について説明いたします。

処分する理由は、福祉村構想を揚げ平成5年に国有地を買い戻し、現在のえすの里・やんばるの家・一心療護園の用地として賃貸借契約を締結し、貸付けている普通財産であり、社会福祉法人一心福祉会からの払い下げ要請によるものであります。

1. 公有財産の所在地 大宜味村字津波1971番地35、2. 地目 雑種地、3. 面積 192,292㎡のうち35,000㎡以内、4. 契約の方法 随意契約、5. 売却価格 測量後確定面積に1㎡あたり215円乗じた額、6. 契約の相手 国頭郡大宜味村字津波1971番地35、社会福祉法人一心福祉会、理事長仲本一夫。以上の内容となっております。

次に議案第57号 財産の取得について(喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入)について説明いたします。

目的は、村内4つのキーワードの一つである「芭蕉布の里」による地域振興を図ってきているところ

である中で、新たな観光拠点施設やんばるの森ビジターセンターが運用され、県内外広くは世界各地からの来訪者が見込まれている。「芭蕉布の里」として地域振興（芭蕉布産業、歴史・文化の継承を含む）を更に発展させていく観点において、国指定の重要無形文化財である「喜如嘉の芭蕉布」を人間国宝「平良敏子」氏の監修の下で制作された着物等を観光拠点施設において展示し、本村の特性を活かした観光事業及びエコツーリズムの推進に寄与することを目的として、展示に必要な展示ケースを購入する内容となっております。

1. 取得する財産 展示ケース一式、2. 契約の方法 指名競争入札による契約、3. 取得金額 金9,515,000円、4. 契約の相手 名護市為又857-1、株式会社ジムキ文明堂北部支店、代表取締役照屋斉。以上の内容となっております。

次に議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成29年度沖縄振興特別推進交付金事業の市町村交付金減額等において、村に不利益を与えた責任を明確にするため、特別職の職員で常勤のものの給与を改めるためであります。

内容は、附則に次の1項を加える。3 令和3年1月に支給する給料月額に限り、別表第1（第3条関係）中「村長720,000円」とあるのを「村長648,000円」と、「副村長584,000円」とあるのを「副村長554,800円」とする。附則として、この条例は、令和3年1月1日から施行となっております。

次に議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部の改正に伴い、本条例の一部を改正するためであります。

内容は、第2条第5号中「法律第25条」を「法律第26条」に改める。附則として、この条例は、公布の日から施行となっております。

次に議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるためであります。

内容は、国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定における基礎控除額相当額の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数が2以上の場合は、当該合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を当該基準額にあたっては、加算するものであります。附則として、1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。2 この条例による改正後の大宜味村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例となっております。

次に議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、その再交付に係る手数料の規定を削除するほか、所要の整理を行うにあたり、本条例の整備の必要があるためであります。

内容は、主に個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止し、住民票の写しに関する証明手数料の具体化及び項目の並び替えを行うものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行と



なっております。

次に議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるためであります。

内容は、主に国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が拡大され、研修を実施することができる者として、指定都市及び中核市の長を加えるほか、所要の改正を行うものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行となっております。

次に議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の整備を行う必要があるためであります。

内容は、主に卒園後の受け皿の提供について、連携施設の特例を定めるほか、連携施設の経過措置について、5年間から10年を経過する日まで延長するものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行となっております。

次に議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

租税特別措置法の一部が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の整備を行う必要があるためであります。

内容は、主に特別基準割合の名称等を変更するものであります。附則として、1 この条例は、公布の日から施行する。2 改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例となっております。

次に議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についての財政支援が再延長されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるためであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、国が財政支援の適用期間を附則中「同年12月31日」を「令和3年3月31日」に改めるものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行となっております。

次に議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためであります。

内容は、主に幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱の変更で、施設・事業が支払いを受けることのできる食事の提供に要する費用の範囲を改めるものであります。次に「支給認定」を「教育・保育給付認定」や、「支援認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであ

ります。附則として、この条例は、公布の日から施行となっております。

議案第56号の討論の内容を説明します。

はじめに、宮城良治委員からの討論内容は、確かに金額的には安いと思いますが、この金額というのは国から払い下げたときの金額です。そこに福祉の事業を入れるというのは村と一心福祉会とで陳情にも行ったような書かれ方がしていたのですが、是非これまでの地域貢献また雇用の面をみても、村内のどこの会社と比べても、最大の198名の雇用を創出しています。それでやっぱり地域の従業員の生活を支えている部分もあって、またそこに利用する方が160名ほど大宜味村に住所を有している方がいて、交付税にも村に寄与しているかなと思います。また地域のために赤字になると分かっている事業もあって、身を削って行っている事業もあり、そういう面から是非とも、この村の財産を譲る形に、低額で譲る形にはなるとは思います。今後も村のために、貢献してもらえと思っています。是非、私は応援したいと思っています。それで賛成討論といたします。

大城邦彦委員からの討論内容は、良治委員からもありましたが、この土地は厚生労働省当時の、その申請する段階でこの福祉施設関係を造るという条件のもとに払い戻されたようでありますので、良治委員がおっしゃったような、地域に大変貢献していることを考えますと、金額的にも今後の福祉の充実を図るためにも、売買契約して自由に福祉の充実を図れるようにしていけたら良いと思っています。それで賛成討論といたします。

吉浜覚委員からの討論内容は、私は反対の立場で討論いたします。議案書の当局からの説明もありました。払い下げの目的が第一種社会福祉事業を行うため、第二種社会福祉事業を行うため、と言っております。しかし、賃貸であろうが、所有地であろうが、何も変わることなく経営ができるとの説明がありました。また、同じ津波山で宅地分譲地が坪当たり3万円しております。この物件については743万9,481円となっておりますけど、3万円で計算すると3億1,455万円となっており、差額が3億711万519円となっております。この厳しい財政上、他との均衡を考えた場合では、当初の村の対応のとおり補助金も出しながら造成費も捻出するようにしております。この安い価格で処分するとの問題があり、私は時期尚早と思っています。それで反対討論といたします。

議案第56号については、質疑はなく賛成・反対の討論は、先ほど述べたとおりであり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第57号から議案第66号10件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第58号の1件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、それ以外の9件については全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

(「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時20分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午前10時21分)

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第56号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 議案第56号 公有財産の処分について、反対の立場で討論を行います。

議案第56号 公有財産の処分について、議案説明書で処分しようとする理由は、社会福祉法人一心療護園から払下げ要請による字津波1971番地35、雑種地、3万4,602.24㎡、えすの里・やんばるの家・一心療護園、駐車場及び原野、743万9,481円、平米単価215円、坪単価709.5円、1993年に国有地を買い戻した価格の随意契約となっている。

また、一心福社会からの要請によると、社会福祉法人として将来を見据え、自立的経営を確立するため、第一種及び第二種社会福祉事業を行うための利用目的と造成関連費用については法人負担が6,795万200円、村助成2,000万円との説明がある。同じ津波山で宅地分譲地は一坪当たり3万円の同一価格で計算すると、3億1,455万円になり、法人負担の造成費用6,795万200円を差し引くと、2億3,916万319円の差額が生じる。1982年の一心療護園開設当時の村長から現村長まで5代38年の間に、村は法人が自立経営を支援するための担保として村有地を有償賃貸での提供や必要な事例に助成金を提供して信頼関係を構築してきた。

しかし、村は払下げ要請の利用目的の第一種及び第二種社会福祉事業は、所有地や賃借地であろうが関係ないと説明しているのかかわらず、なぜ村有地に払下げせずに賃貸借をすることによって地域で認知されてきた今までの支援形態を変更し、地域社会の土地価格の均衡を崩す低価格での財産処分はあってはならない。このことは本件の対象になっていない。当法人が経営する旧喜如嘉小学校の施設が証明している。透明性、公平性、公正性をないがしろにする村行政運営を認めるわけにはいきません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め、討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時26分)

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

---

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

○ 2番(宮城良治) 議案第56号 公有財産の処分について、賛成の立場で討論を行います。

まず初めに、今回払下げ予定地に関しましては、昭和56年、国際障害者年を記念し、当時の村長根路銘安昌氏が社会福祉施設誘致で地域振興の活性化を図りたいという強い思いで厚生省の事業を誘致し、村有地を払い下げた経緯があります。しかし、その事業がなくなったため、昭和61年、平成元年、当時の村長、新城繁正氏が今後の大宜味村の福祉事業に寄与するためどうしても必要だということで、国に土地の払い下げ交渉を重ねた結果、福祉施設関係の事業に寄与することの条件で買い戻すことができたことと令和元年第3回定例会での平良嗣男議員からの一般質問において伺っております。現在、一心福

社会が賃貸契約で使用している土地は、施設敷地の整備をはじめ、造成工事に総額8,795万200円の工事費がかかっており、うち2,000万円は村が助成し、6,795万200円は一心福祉会で設備投資をし、元村長両氏の思いを引き継ぎ事業を行っているのが現状であります。

本議案に関しましては、総務常任委員会の中でも処分予定価格が安いのではないかなどの反対意見もありましたが、しかし、それ以上に一心福祉会は地域に根ざし、地域のニーズに応えるため、たとえ赤字になると分かっているにもかかわらず地域のためならと身を削り事業に取り組んでおられることに関しましては、本当に頭の下がる思いであります。

また、昭和56年の設立から現在に至るまで、本村の社会福祉分野においての多大なる貢献はもちろんのこと、多くの村民の雇用の場を創出し、現在では村内最大の192名の雇用の場として大宜味村にとってなくてはならない法人となっております。また施設では180名ほどの利用者が入所されており、本村の税収や交付金においても大きなメリットをもたらしております。先ほど委員長報告で雇用数198名、利用者数160名とありましたが、確認したところ、雇用者数192名、利用者数180名でありました。訂正いたします。

以上のことから今後も元大宜味村長、根路銘安昌氏、新城繁正氏の意思を引き継ぎ、大宜味村の福祉の充実と発展のため、御尽力いただけると確信しております。議員各位の御理解と賛同をお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。9番 安里重和議員。

（9番 安里重和議員 登壇）

○ 9番（安里重和） 議案第56号 公有財産の処分について、反対の立場で討論いたします。

私は、この議案について、非常に悩み一人で判断できず、地域の区長や役場OB、また地元企業や農家の方々20名近くの方々から意見を聞き取り判断しました。意見を聞き取った内容は、ほとんどの方が安過ぎる。または数十年先を考えて売却するものではない。今まで何のために助成してきたのか分からない。売却するならとっくの昔に売却していた等、たくさんの意見がありました。

一心福祉会が村に相当貢献していることは重々承知しています。多額の造成費も投じていることも分かっています。大宜味村も造成費や一心福祉会への入り口、村道えすの里線も改築し、相当な金額を助成してきました。その金額は1億円以上にもなります。大宜味村字津波1971番地の枝番の山林の評価額は㎡当たり3,000円ほどします。今、売却しようとしている土地の単価は㎡当たり215円とあまりにも安価で大きな損失だと思えます。

この件に関して、一心福祉会と大宜味村とは令和2年11月12日に仮契約が結ばれています。これだけ大きな土地、公有財産を処分するのなら、行政は一言議会へ諮問するべきだったと思います。村民の立場に立った各議員の反対を求め、反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。6番 大城邦彦議員。

（6番 大城邦彦議員 登壇）

○ 6番（大城邦彦） 議案第56号 公有財産の処分について。私は議案第56号について賛成の立場で討論いたします。

社会福祉法人一心福祉会は、1981年の創立以来事業は順調に進展し、地域の福祉ニーズに応えるため、福祉村構想を法人として打ち出し、その実現に向けて当時の村長、新城繁正氏を先頭に推進体制が整えられ、保養基地としてさきに国が取得し遊休化している国有地6万坪を村が払下げし、総合福祉施設を

形成する福祉村構想が昭和60年からあった。

しかし、国有地を買い戻すまでに大変な苦勞と困難を乗り越え、平成5年にやっと実現し、現在の村有地に構想であった総合福祉施設が現実のものとなっています。

根路銘安昌元村長の福祉で村おこしを、から始まり、現実のものとなり、本村の福祉サービスの充実、発展と村の活性化に大きく貢献していることは、村民が認めるところであり、これからも一心福祉会の事業が発展を続け、地域振興につなげていくことを期待し、賛成討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第56号 公有財産の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第57号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 財産の取得について（喜如嘉の芭蕉布魅力発信事業展示ケース購入）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第58号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

- 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第59号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第60号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第61号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第62号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第63号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 大宜味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第64号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第65号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第66号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第66号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 大宜味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号及び議案第68号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）及び日程第13 議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 197 号

令和2年12月18日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿



## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第67号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	原案可決 可否同数 委員長裁決
議案第68号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致

（大城邦彦予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（大城邦彦）** ただいま議題となりました議案第67号及び議案第68号までの2件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月17日午前10時から審査を行いました。

議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の主な内容は、新庁舎整備事業及び災害に強い栽培施設の整備事業による補正で、202,099千円の増額補正であります。

次に、議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の主な内容は、保険基盤安定負担金の申請額に併せた繰入金の増による補正で、606千円の増額補正であります。

議案第67号及び議案第68号の2件について、いずれも質疑、討論はなく、議案第67号について、表決した結果、可否同数になったため、委員長は原案を賛成といたし、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第68号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第67号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ **8番（吉浜 覚）** 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論いたします。

議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）には、国の会計検査院が沖縄振興特別

推進交付金の喜如嘉の河川大川とその周辺整備に伴う橋梁護岸工事の材料単価の見積もりを誤り、工事費が割高になったと工事費のうち、交付金相当額を不当としてきたため、返還金462万3,000円を、また大宜味村LED防犯灯取替え工事の手抜き工事を指摘したため、LED防犯灯修繕費521万3,450円を計上している。

工事の監督は工事過程の確認をする。また検査員は、手抜き工事や欠陥工事がないかを見逃さないための最終確認としての検査が欠かせない職責がある。なぜ国の会計検査院が指摘した設置街灯255基中47基の手抜き工事を村の検査員は請負業者に対して合格通知を出しているが、あってはならないことである。

しかし、村はそのことが理由で村にも落ち度があると、工事請負者と折半した額との説明があるが、公共工事を手抜きしたのは請負業者であって、是正の責任は手抜きした業者にあり、村は瑕疵担保責任を発動すべきである。品質確保を追究し、真面目に工事に取り組む業者や村民に背き、手抜き工事の手直しに村の財源が使われるのは納得がいかない。

透明性、公平性、公正性をないがしろにする村行政運営を認めるわけにはいきません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め、討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。7番 宮城 貢議員。

（7番 宮城 貢議員 登壇）

○ 7番（宮城 貢） 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

令和2年度当初より、世界的なコロナウイルス問題の中、3,000余の大宜味村民の生命、財産、特に健康面で配慮した村政運営を評価いたします。

今年度は5回の一般会計補正予算を組み事業を実施してきました。今回の一般会計補正予算は、県補助金として産業振興課で災害に強い栽培施設の整備事業7,000万円、子ども子育て支援費約300万円、芭蕉布会館トイレ新設設備工事約200万円、教育委員会の補正予算は2,000万円弱で工事請負費、修繕費の予算となっております。

もし、この予算が否決となれば予算の執行ができなくなり、村政運営に支障を来すどころか、村民の皆様大変迷惑をかけることとなります。

よって、議員各位の御理解と賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。発言ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

補正予算（第5号）については、大宜味村LED防犯灯工事及び大川川浴川橋架橋架替及び護岸改修工事の2件の処理に対しては大変遺憾に思います。しかし、村当局も謝罪し、今後の対応策についても説明をしており、職員一同を引き締めて事業遂行に精進することを切に望むところです。

また、補正予算には新庁舎整備事業に係る重大な予算や新型コロナの影響で接種率の増が見込まれ、小児、高齢者のインフルエンザ予防接種委託料、災害に強い栽培施設の整備事業補助金等、今後の村政

の事業遂行や村民の福祉の向上並びに農業振興などに欠かすことのできない予算も含まれており、否決となれば予算の執行ができなくなり、村政運営に支障を来すどころか、村民の皆様にも大変迷惑をかけることになり、反対することができません。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第68号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員